

中土佐町地域防災計画

〔地震・津波対策編〕

令和4年4月

中土佐町防災会議

中土佐町地域防災計画

[地震・津波対策編]

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	中土佐町防災会議	1
第3節	計画の構成	1
第4節	重点を置くべき事項	1
第5節	計画の効果的な推進	2
第6節	計画の修正	2
第2章	中土佐町の地震災害の特徴	4
第1節	地質、地層構造	4
第2節	南海トラフ地震の特徴	4
第3節	海外等の遠隔地で発生した地震による被害	4
第4節	過去の地震災害	4
第3章	予想される災害	5
第1節	地震及び津波被害想定結果の概要	5
第2節	最大クラスの津波による浸水予測の概要（L2）	13
第4章	防災関係機関	17
第5章	住民、事業者の責務	17
第1節	住民の責務	17
第2節	事業者の役割	17
第6章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	18
第2編	災害予防対策	20
第1章	地域防災体制の確立	20
第1節	基本的な考え方	20
第2節	災害に強いまちづくり	20
第3節	防災知識を深めるための取り組み	23
第4節	地域防災力育成のための実践的な防災訓練の実施	26
第5節	自主的な防災活動への支援	28
第6節	自発的な支援を受け入れるための環境整備	28
第7節	情報の収集・伝達体制	28
第8節	消防団による地域防災体制の整備	29
第2章	予防対策の推進	31
第1節	火災予防対策	31

第2節	津波災害予防対策	32
第3節	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対策	34
第4節	危険物等災害予防対策	35
第5節	建築物等災害予防計画	37
第6節	地盤災害等予防計画	39
第7節	公共土木施設等の地震・津波対策	40
7-1	公共土木施設等の対策	40
7-2	ライフライン等の対策	41
7-3	町が管理等を行う施設等に関する対策	42
第8節	緊急輸送活動	43
第9節	避難対策	44
第10節	防災活動体制の整備	47
第11節	地域への救援対策	48
11-1	飲料水、食料等の確保	48
11-2	消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制	49
11-3	し尿処理及び清掃活動	50
11-4	災害時医療対策	51
第12節	要配慮者対策	53
第13節	各種データの整備保存	56
第3章	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	57
第1節	避難開始の時期	57
第2節	避難を可能にする情報提供の充実	58
第3節	自主的な避難	59
第4節	避難計画の策定	60
第4章	災害に備える体制の確立	62
第1節	災害対策本部	62
第2節	情報の収集・伝達体制	65
第3節	防災担当者の育成	67
第4節	防災関係機関相互の連携体制	67
第5章	災害応急対策・復旧への備え	67
第1節	消火・救急・救助対策	67
第2節	緊急輸送活動対策	67
第3編	災害応急対策	68
第1章	災害時応急活動	68
第1節	活動体制の確立	68
1-1	初動体制の確立	68
1-2	災害対策本部の設置	71
第2節	情報の収集・伝達	71
第3節	通信連絡	73
第4節	応援要請	74

第5節	広報活動.....	74
第6節	避難活動等.....	76
第7節	災害拡大防止活動.....	80
第8節	緊急輸送活動.....	84
第9節	社会秩序維持活動(参考).....	84
第10節	地域への救援活動.....	85
10-1	飲料水の調達、供給活動.....	85
10-2	食料の調達、供給活動.....	87
10-3	生活必需品等の調達、供給活動.....	88
10-4	医療・助産.....	88
10-5	保健・衛生.....	89
10-6	災害廃棄物処理.....	89
10-7	遺体の検案等.....	90
10-8	犬、猫、特定動物等の保護及び管理.....	91
10-9	応急仮設住宅等.....	92
第11節	物資、資機材、人員等の配備手配の要請.....	93
第12節	ライフライン施設の応急対策.....	93
第13節	教育対策.....	93
第14節	労務の提供.....	94
第15節	要配慮者への配慮.....	94
第16節	災害応急融資.....	94
第17節	二次災害の防止.....	94
第18節	自発的支援の受入れ.....	94
第19節	障害物の除去.....	94
第2章	自衛隊の災害派遣.....	94
第4編	災害復旧・復興対策.....	95
第1章	災害復旧・復興対策.....	95
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	95
第2章	災害復旧対策.....	95
第1節	迅速な現状復旧の進め方.....	95
第3章	復興計画.....	95
第1節	復興計画の進め方.....	95
第2節	被災者等の生活再建等の支援.....	96
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援.....	96
第5編	重点的な取り組み.....	98
第1章	命を守る対策.....	98
第1節	強い揺れから身を守る対策.....	98
1-1	建物の倒壊から身を守る.....	98
1-2	家具等の転倒から身を守る.....	98
1-3	揺れを感じたときの行動を身につける.....	98

1-4	火災による被害をおさえる.....	99
第2節	津波から避難する対策.....	99
2-1	津波の危険性を知る.....	99
2-2	津波の発生を知る.....	100
2-3	津波から迅速に避難をする.....	100
2-4	避難の安全性を高める.....	101
第2章	命をつなぐ対策.....	102
第1節	応急対策活動体制等の整備.....	102
第2節	広域避難体制等の整備.....	102
第3節	避難所等の整備.....	102
第3章	震災に強い人・地域づくり対策.....	103
3-1	学校・地域での防災教育.....	103
3-2	一般住民への防災教育.....	103
3-3	防災のエキスパートの養成.....	103
3-4	防災の視点に立った公共施設の整備.....	104
第6編	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	105
第1章	総則.....	105
第1節	推進計画の目的.....	105
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱.....	105
第2章	関係者との連携協力の確保.....	106
第1節	資機材、人員等の配備手配.....	106
第2節	他機関に対する応援要請.....	106
第3節	帰宅困難者への対応.....	106
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項.....	107
第1節	津波からの防護.....	107
第2節	津波に関する情報の伝達等.....	107
第3節	避難指示等の発令基準.....	107
第4節	避難対策等.....	107
第5節	消防機関等の活動.....	109
第6節	水道、電気、ガス、通信、放送関係.....	109
第7節	交通.....	110
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する対策.....	111
第9節	迅速な救助.....	112
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保.....	113
第1節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策 に係る措置.....	113
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応 急対策に係る措置.....	113
第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応	

急対策に係る措置.....	114
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	117
第6章 防災訓練計画.....	118
第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	118
第1節 町職員に対する教育.....	118
第2節 住民等に対する教育.....	119
第3節 相談窓口の設置.....	119
別表等	120

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

○ 計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定めます。

第1節 計画の目的

中土佐町地域防災計画（地震・津波対策編）（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法の規定に基づき、中土佐町（以下「町」「本町」という。）の地域に係る地震及び津波災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するために、本町において防災上必要な諸施策の基本を、町、高知県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、本町の地震及び津波災害に対処する防災・減災能力の増強を図ることを目的とします。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、津波から防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2節 中土佐町防災会議

一般対策編 第1編 第1章 第2節 参照。

第3節 計画の構成

- 1 中土佐町地域防災計画は、「一般対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「地震・津波対策編」及び「資料編」で構成します。
- 2 この「地震・津波対策編」は、地震及び津波対策における計画としています。なお、この計画に定めがない事項については、「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」に記述しています。
- 3 特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震・津波対策編」に含まれています。

第4節 重点を置くべき事項

- 1 本町では、過去から繰り返し南海トラフを震源とする地震に襲われ、その都度被害を受けてきました。昭和21年12月21日に発生した南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まっています。こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、多くの生

命が失われました。このため、本町の地震及び津波災害対策は、何より尊い生命は最大クラスの地震及び津波でも守ることを目指すとともに、発生頻度の高い一定程度の地震及び津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震及び津波に対して万全を期します。

- 2 対策を進めるにあたり、生命の安全確保を最優先に考え、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり、地域づくりについて、ハード及びソフト対策を織り交ぜながら多重的に対策を講じます。その際には、男女共同参画の視点を取り入れるとともに要配慮者対策など多様なニーズに配慮します。
- 3 町全体の防災力の向上を図るため、町をはじめとする公的機関は発生前の予防対策や発生後の応急対策等の公助の取り組みを進めるとともに、住民には自らの生命は自ら守る自助の取り組みや、地域での支え合いや助け合い等による共助の取り組みを進めていただき、町はその取り組みを後押しするための施策を進め、「自助」、「共助」、「公助」それぞれが互いに連携する取り組みを進めます。また、住民は行政の支援には限界があるとの認識が必要です。
- 4 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、過去の地震でも家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失ってきています。このため、本町においては、「命を守る」ことを基本とし、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災・減災に向けた施策の一層の充実を図ります。
- 5 地域における生活者の多様な視点に配慮した防災・減災対策を進めるため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。
- 6 大規模な災害が発生した場合は、本町だけでの対応は難しいことが想定されるため、国・県及び他の市町村との広域連携、医療及びライフライン事業者を含む防災関係機関との連携が重要で、平時からの連携強化を進めます。

第5節 計画の効果的な推進

一般対策編 第1編 第1章 第5節 参照

第6節 計画の修正

一般対策編 第1編 第1章 第6節 参照

【注記】 地震・津波災害対策編における用語について

- 住民・・・・・・・・・・本町の地域に住所を有する者をいいます。
- 住民等・・・・・・・・・・上記に加え、他市町村から本町の地域に通学、通勤する者及び災害時に市町村の地域に滞在する者等も含めます。
- 要配慮者・・・・・・・・・・高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいいます。
- 避難行動要支援者・・・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。
- 防災関係機関・・・・国、県、町、指定公共機関及び指定地方公共機関をいいます。
- 関係機関・・・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関をいいます。
- 県・・・・・・・・・・県の部局及び出先機関、教育委員会等をいいます。
- 警察・・・・・・・・・・警察法で定められた組織で、警察本部、警察署をいいます。
- 町・・・・・・・・・・本町の部課、行政委員会、一部事務組合（消防機関を除く）をいいます。
- 消防機関・・・・・・・・・・消防署、消防団をいいます。
- 自衛隊・・・・・・・・・・陸上、海上及び航空自衛隊をいいます。
- ライフライン・・・・・・電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の事業をいいます。
- 避難場所・・・・・・・・・・津波や地震などの災害から一時的に避難する場所をいいます。
- 津波避難場所・・・・・・避難場所のうち、津波から一時的に避難するため町が指定した高台や津波避難ビル等をいいます。
- 避難所・・・・・・・・・・避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へもどれなくなった住民等が一時的に滞在する施設をいいます。

第2章 中土佐町の地震災害の特徴

第1節 地質、地層構造

一般対策編 第1編 第2章 第4節 参照

第2節 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれます。これらの地震は、これまで繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合があります。令和2年1月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとM8～M9クラスの地震の今後30年以内の発生確率は、70～80%程度となっています。

1 発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）

- (1) この地震・津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定した最大クラスのものであります。
- (2) この地震・津波は、次に必ず発生するというものではなく、現在の知見では発生確率を想定することは困難ですが、その発生頻度は極めて低いものです。

2 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）

- (1) この地震・津波は、最大クラスの地震・津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらします。数十年から百数十年に一度来襲する地震・津波です。
- (2) 近年で大きな被害を受けた事例
昭和21年の南海地震による被害 死者・行方不明者：679人、負傷者：1,836人

第3節 海外等の遠隔地で発生した地震による被害

- (1) 昭和35年チリ地震津波は、地震の約1日後、津波が日本の各地に押し寄せ、高知県においても、家屋の倒壊や、床上、床下浸水が発生しました。

第4節 過去の地震災害

一般対策編 第1編 第2章 第5節 2 参照

第3章 予想される災害

第1節 地震及び津波被害想定結果の概要

県では、南海トラフ地震対策を進める際の前提とするため、東日本大震災の教訓や最新の知見に基づいた、南海トラフ地震の震度分布及び津波浸水予測（平成24年12月）を実施しました。さらにこれによって引き起こされる人的・物的被害の想定（平成25年5月）を行いました。

1 発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2）

(1) 震度分布

地震動の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震 モデル検討会（第二次報告）」（以下、「内閣府モデル」という。）で示された 強震断層モデル（M9.0）の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計しました。

その結果、求められた震度階級の分布は、次頁のとおりです。

これによれば、町内の最大震度は6弱以上で、一部の地域では震度7となっています。また、地震の継続時間は紀伊半島沖で発生した場合2～2.5分であり、非常に激しい揺れが長く続く想定となっています。

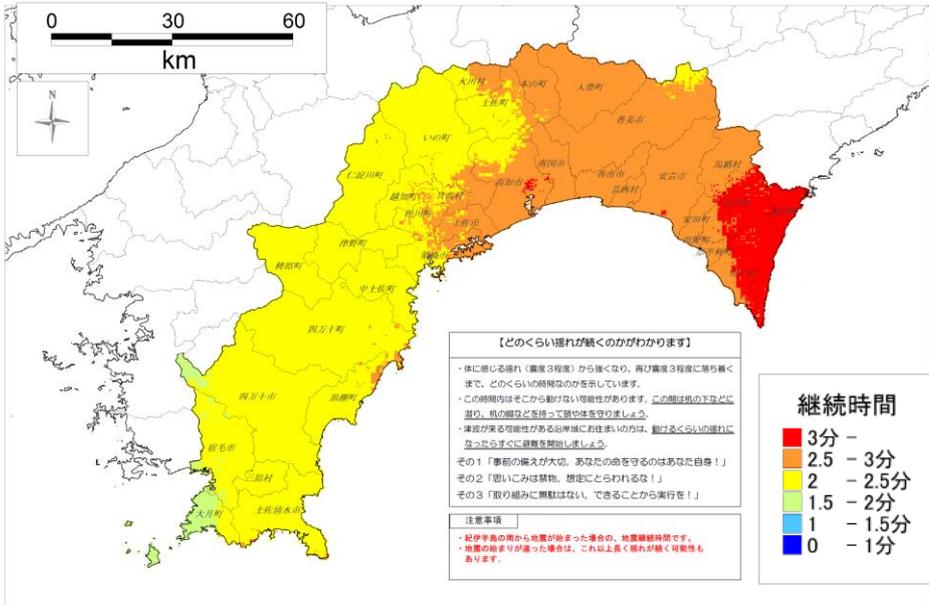


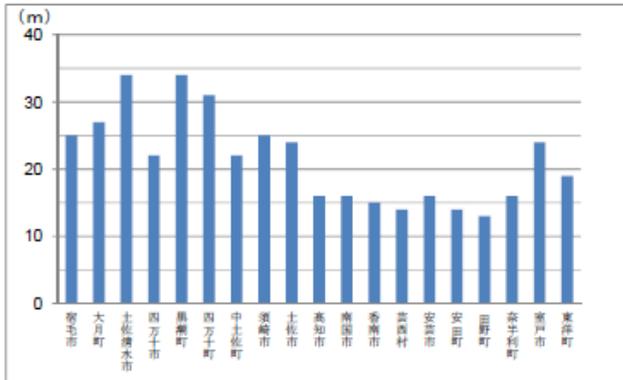
図 地震継続時間分布図

(2) 津波

県では、内閣府モデルで示された津波断層モデル（M9.1）11ケースのうち、県内の海岸線で最大の津波高が発生する6ケースについて、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用いて陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。

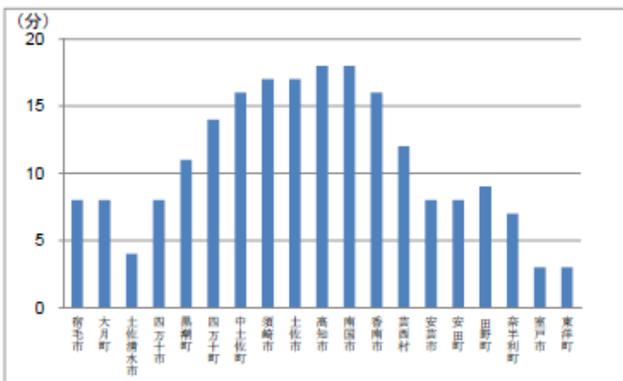
本町での最大津波高及び津波到達時間は、内閣府が公表しており、それによれば、本町海岸部へ到達する津波は、最大津波高が22mと非常に大きく、市街地への1mの津波到達は地震発生後16分前後と非常に短い時間で到達すると想定されています。

各市町村の海岸線での最大津波高



※ 津波の高さは、満潮時に津波が来るという条件で推計しています。

海岸線への津波（津波高1m）到達時間



※ 津波の到達時間は、各市町村の海岸線において、津波高1mが到達する最短時間です。

(3) 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害の想定などを行いました。

主な概要は、次のとおりです。

ア 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めました。

表 全壊棟数・焼失棟数 単位：棟

	被害の要因					合計	最大被害ケース		
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		地震動	津波	季節・時間
建物被害	30	2,000	20	2,700	20	4,800	陸側	ケース4	冬18時

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 半壊棟数 単位：棟

	被害の要因				合計	最大被害ケース	
	液状化	揺れ	急斜面	津波		地震動	津波
建物被害	100	1,900	20	300	2,300	陸側	ケース10

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

表 人的被害 単位：人

	被害の要因						合計	最大被害ケース		
	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	津波	急斜面	火災	ブロック塀等		地震動	津波	季節・時間
死者	130	*	2,200	*	10	*	2,400	陸側	ケース10	冬深夜
負傷者	720	50	80	*	*	*	810	陸側	ケース10	冬深夜

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。 *は若干数を表す。

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1）

(1) 震度分布

地震動については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合（M8.4相当）のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計しました。

その結果求められた震度階級の分布は、次頁のとおりで、町内の最大震度は6強です。

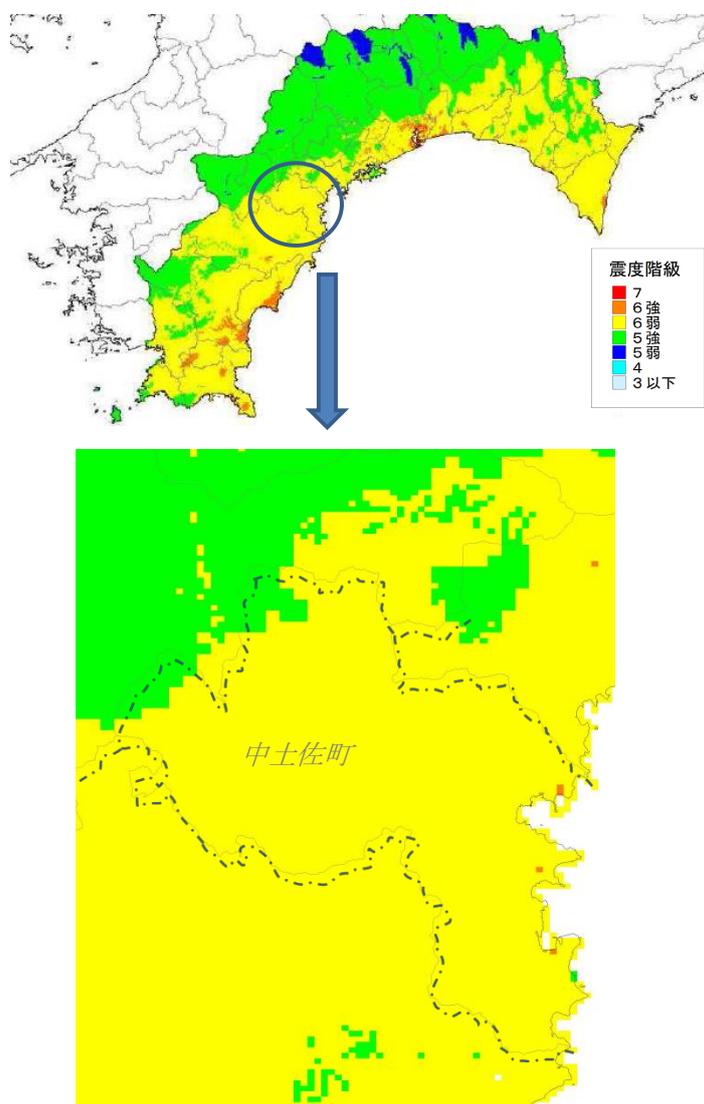
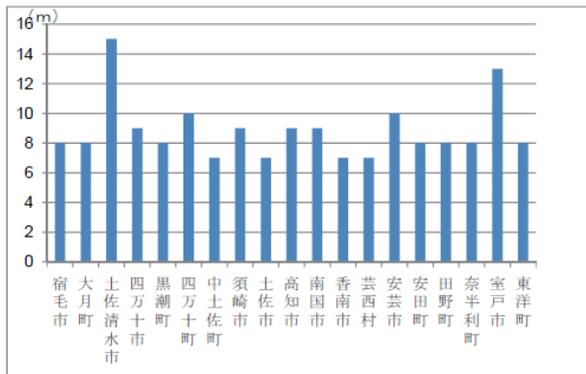


図 震度分布図

(2) 津波

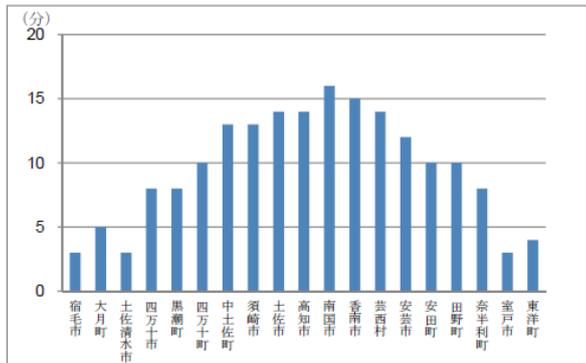
津波については、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査による安政南海地震クラスの津波のモデルに最新の地形データ等を反映し、10mメッシュ単位で陸域に遡上した津波の到達時間や浸水域、浸水深等を推計しました。これによって、求められた本町海岸部へ到達する津波は、最大津波高が7m程度と大きく、1mの津波で13分と非常に短い時間で到達します。

各市町村の海岸線での最大津波高



※ 津波の高さは、満潮時に津波が来るという条件で推計しています。

海岸線への津波（津波高1m）到達時間



※ 津波の到達時間は、各市町村の海岸線において、津波高1mが到達する最短時間です。

(3) 被害想定

想定される地震動や津波から、建物及び人的被害の想定などを行いました。

主な概要は、次のとおりです。

ア 建物被害

地震動による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等を考慮し求めました。

また、津波による建物被害は、過去の津波の被害事例に基づいた浸水深による被害率から求めました。

表 全壊棟数・焼失棟数 単位：棟

	被害の要因					合計	最大被害ケース
	液状化	揺れ	急斜面	津波	火災		季節・時間
建物被害	30	90	*	880	200	1,200	夏12時

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。*は若干数を表す。

表 半壊棟数 単位：棟

	被害の要因				合計
	液状化	揺れ	急斜面	津波	
建物被害	100	800	10	1,300	2,200

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

イ 人的被害

地震動による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的です。

津波による人的被害は、浸水域外まで避難できない人と建物が揺れによって倒壊し、自力で脱出できず、津波に飲み込まれた人を想定しています。

表 人的被害 単位：人

	被害の要因						合計	最大被害ケース
	建物倒壊	(うち屋内 収容物移動・転倒、 屋内落下物)	津波	急斜面	火災	ブロック塀等		季節・時間
死者	10	0	320	0	0	0	330	冬深夜
負傷者	160	10	220	0	*	0	380	冬深夜

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。*は若干数を表す。

第2節 最大クラスの津波による浸水予測の概要（L2）

県は、防災関係機関の地震及び津波対策だけでなく、住民や自主防災組織等が行う自助や共助の取り組みを促進することを主な目的として、津波の陸域への遡上を考慮し、南海トラフ地震の震度分布や津波浸水予測（平成24年12月）を実施し、公表しました。

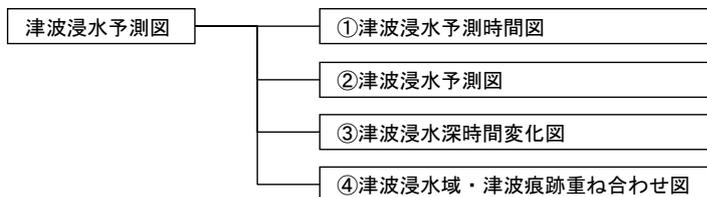
1 解析条件

津波浸水予測計算に必要な津波遡上計算の主な解析条件は、次のとおりです。

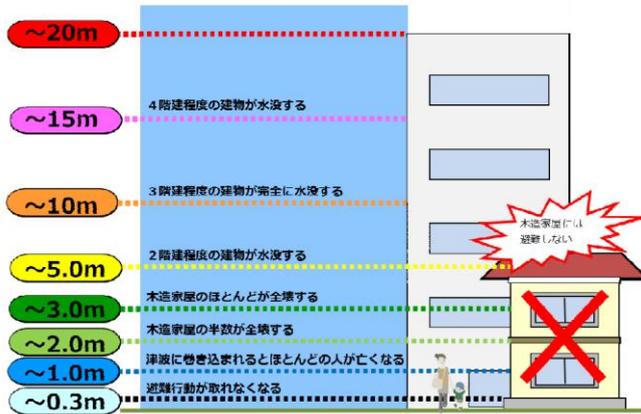
- ①津波断層モデル：内閣府モデル（平成24年8月）における11ケースの津波断層モデルのうち、本県の海岸線で最大の津波高が発生するケース3、4、5、9、10、11の6ケースを設定。
- ②初期潮位：本県沿岸における「朔望平均満潮位（平成14年～23年の平均値）」に設定
※朔望平均満潮位：朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値
- ③河川の水位：平水流量による水位または沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位で設定
※平水流量：1年を通じて185日はこれを下回らない流量
- ④地盤高の取り扱い：
 - ・海域は地盤の隆起・沈降（沈下）を考慮
 - ・陸域は、より厳しい条件下で津波避難を検討する必要があることから、隆起は考慮せず、沈降のみを考慮
- ⑤各種構造物の取り扱い：
 - ・土で築造された堤防は、堤防高を地震前の25%の高さで設定。また、津波が越流し始めた時点で「なし」と設定
 - ・コンクリート製の堤防は「なし」と設定
 - ・防波堤は「なし」と設定

2 津波浸水の予測結果の表し方

「津波浸水予測時間図」と「津波浸水予測図」「津波浸水深時間変化図」「津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図」の4種類の図で表しています。



浸水した場合に想定される水深（浸水深）は、下表の8段階で表示しています。



(1) 津波浸水予測時間図

・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計

※最大クラスの津波発生後、足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深30cm）がやってくる時間を表しています。

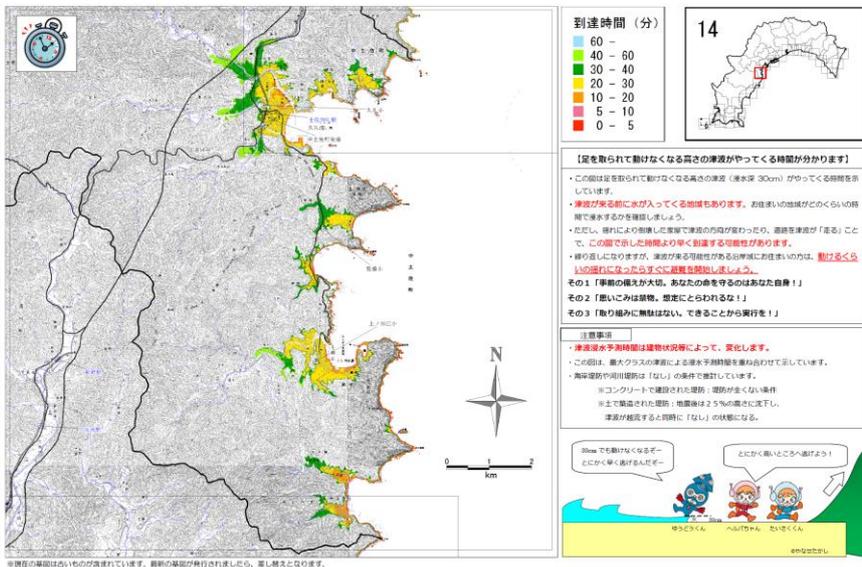


図 津波浸水予測時間図（浸水深30cm）

(2) 津波浸水予測図

- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計
- ※最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示しています。

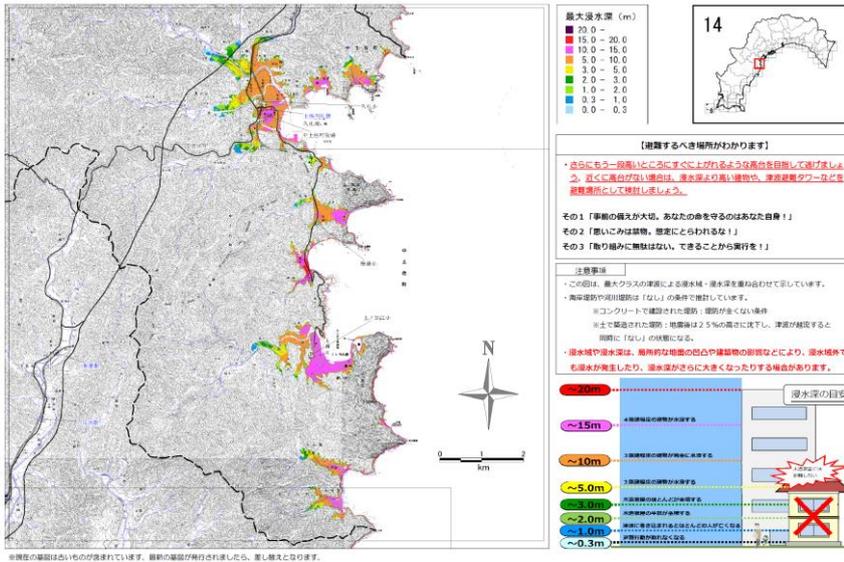


図 津波浸水予測図

(3) 津波浸水深時間変化図

最大の浸水深となるケースについて、地震発生後の時間経過とともに、津波浸水深の変化をグラフで表しています。

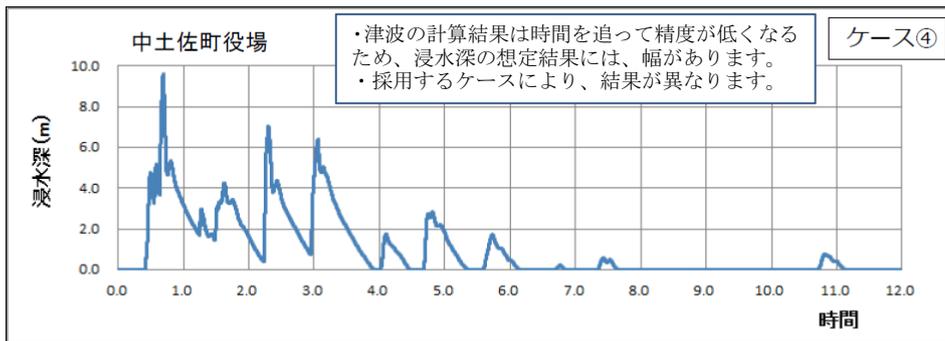


図 津波浸水深時間変化図

(4) 津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図

最大クラスの津波による浸水域に、発生頻度の高い一定程度の津波による浸水域を重ね合わせて表示するとともに、ボーリング調査や古文書等で津波痕跡を確認したポイントを示しています。

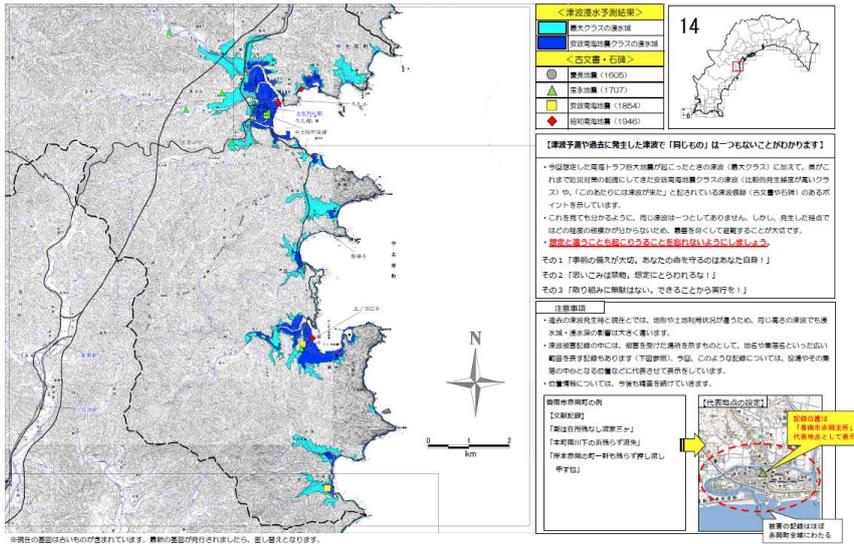


図 津波浸水域・津波痕跡重ね合わせ図

第4章 防災関係機関

一般対策編 第1編 第3章 参照

第5章 住民、事業者の責務

- 住民及び事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して訓練の実施、要配慮者等の避難支援体制の構築等、防災活動の推進に努めます。

第1節 住民の責務

一般対策編 第1編 第4章 第1節 参照

住宅等の自己所有建物の耐震性を確保するよう努めます。

第2節 事業者の役割

事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとします。

1 防災計画・事業継続計画の策定

事業者は、地震が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の継続ができるよう防災計画やBCP（事業継続計画）の策定に努めます。

2 地域への貢献・地域との共生

事業者は、積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

3 町及び関係機関への協力

事業者は、町及び関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

4 二次災害の防止

事業者は、事業所の消防計画及び地震防災計画を通じて、自らの事業所から災害を発生することが無いように二次災害防止に努めます。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

○ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画の推進について定めます。

南海トラフ地震から町土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び南海トラフ地震対策特別措置法を踏まえ、計画的に整備を図るものとします。

- 1 避難場所、避難所
- 2 津波浸水の可能性のある地域の避難路
- 3 耐震性貯水槽等の消防用施設
- 4 消防活動を確保するための道路
- 5 幹線道路等
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港施設
- 7 避難所となる公立の小学校、中学校、保育所の防災機能の向上
- 8 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 9 砂防設備、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設
- 10 津波避難施設
- 11 防災情報伝達システム
- 12 住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公共空地又は建築物
- 13 防災拠点・要配慮者利用施設の高台移設
- 14 津波浸水区域内に位置する要配慮者利用施設の避難方法の確立
- 15 その他

第1節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難の対象となる地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成年度を次のとおり示します。

津波避難対策緊急事業を行う地域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
久礼地区	要配慮者利用施設の高台移転 又は 施設内における避難設備等の整備	3施設	令和7年度
上ノ加江地区	要配慮者利用施設の高台移転 又は 施設内における避難設備等の整備	3施設	令和7年度
矢井賀地区	要配慮者利用施設の高台移転 又は 施設内における避難設備等の整備	1施設	令和7年度

コメントの追加 [中西部1]: 学童、双名園、こどもセンター

コメントの追加 [中西部2]: 寄り家、望海の郷、グループホームなかとさ

コメントの追加 [中西部3]: 矢井賀コミュニティ

第2節 津波避難対策緊急事業計画の策定

町は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画を策定します。

第2編 災害予防対策

第1章 地域防災体制の確立

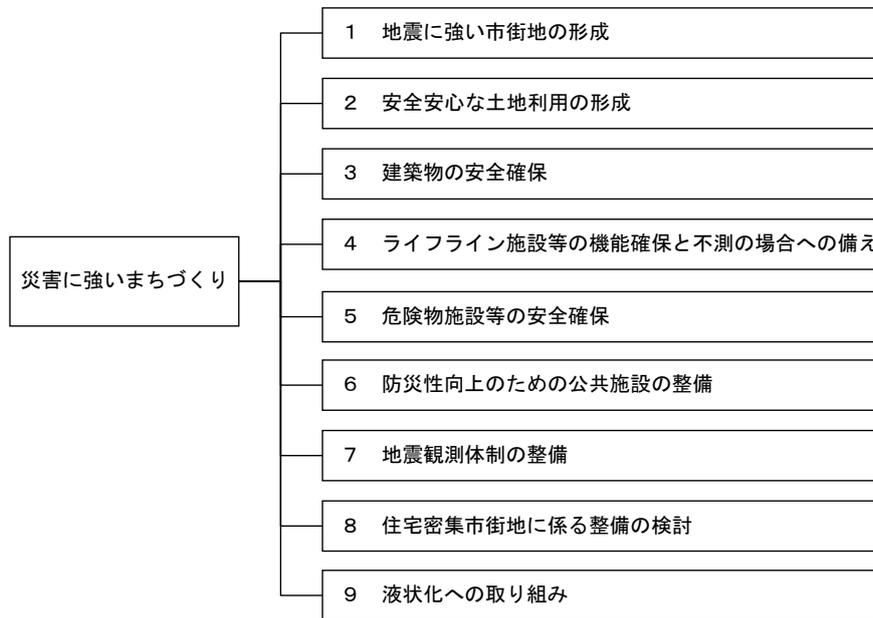
○ 災害予防対策を進めるうえでの基礎となる事項です。

第1節 基本的な考え方

- (1) 防災関係機関は、地震に強いまちづくりを行うために、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を行います。
- (2) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードの施策を柔軟に組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進します。
また、発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、住民等の生命に加え、財産を守ることや地域の経済活動の安定化の観点から、海岸保全施設等の整備を進めます。

第2節 災害に強いまちづくり

○ 住民と行政が一体となって平時から防災について取り組み、災害に強いまちづくりを進めます。



1 災害に強い市街地の形成

まちづくりを推進していくには安全性の確保が必要であり、特に、久礼地区や上ノ加江地区等の市街地等においては、住宅が密集し、道路も狭小な道路が多く、災害防止や避難の観点からも対策が必要となります。このため、住宅密集地域では、老朽空き家の除却やブロック塀の取り壊しに対する補助事業等を活用し、地震発生直後にも安全に避難できるルートの確保に努めるとともに、住民の多くが利用する避難場所に繋がる道路のうち、特に重要と考える路線については「津波避難重点路線」と位置付け、避難路確保の計画的推進を図ります。

また、高齢化率が40.9%に達し、人口密集地区では62.1%の地区もあるため、要配慮者が安全かつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強い安心・安全なまちにつながることから、各種事業に要配慮者に対する視点を加えて推進します。

住民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」（共助）という自覚をもち、住民の主體的な防災組織・地域内組織の拡充と連携の強化を図ることが重要です。

(1) 応急活動・被害拡大防止を考慮したまちづくり

まちの形成では、建築物の耐震化、不燃化、耐水化等により災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大策防止を常に考慮します。

(2) 避難のしやすさを考慮したまちづくり

津波からの迅速かつ確実な避難を行うため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指します。

(3) 防災空間の確保

災害に応じた避難場所の選定や整備、避難路の整備、農地の保全、緊急輸送路としての幹線道路の整備を推進します。

(4) 避難施設の整備

地域の小中学校等の公共的な施設は、日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備を推進します。

(5) 山地災害等への対応

急傾斜危険区域等の情報収集に努めるとともに、ハザードマップ等により住民への危険度の周知を促進し、山地災害の軽減を図ります。

(6) 津波対策

ア 海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など津波対策を図ります。

イ 津波の浸水が想定される地区への重点的な施策を推進します。

(7) 総合的かつ計画的な施設整備の推進（生活圏道プロジェクト他）

漁港施設、道路整備、河川改修、水道整備、排水対策等の各種事業を防災の観点で総合的に、県等と連携して整備促進を推進します。

(8) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

防災活動を住民運動として位置づけ、住民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の活性化と強化を図ります。

2 安全安心な土地利用の形成

「中土佐町土地利用調整基本計画」に基づき、市街地区、山間地区の状況に沿った計画的土地利用を推進し、安全安心な暮らしを目指します。

3 建築物の安全確保（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）や「中土佐町耐震改修促進計画」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施します。
- (2) 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震補強・改修・建替えの促進を図ります。
- (3) 耐震診断を受けた個人住宅について、耐震補強工事を行う場合の補助事業を更に推進します。

4 ライフライン施設等の機能確保と不測の場合への備え

- (1) 電気、ガス、電話、簡易水道等の各ライフライン事業者は、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進めるとともに、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとします。
- (2) 各種のライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料など生活必需品の個人備蓄を推進するものとします。

5 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化します。

6 防災性向上のための公共施設の整備

道路、河川、簡易水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、防災を意識した整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進します。

7 地震観測体制の整備

本町を含む全国の観測体制は、震度情報ネットワークシステムにより整備されており、地震の初期微動（P波）と震源の位置や強い揺れ（S波）を活用した緊急地震速報の活用など地震観測体制の充実を図ります。

8 住宅密集市街地に係る整備の検討

「中土佐町土地利用調整基本計画」に基づき、居住地整備ゾーンのうち、既成住宅地の区域を「居住地防災整備ゾーン」に指定し、津波に対する迅速かつ重点的な防災整備を推進します。

9 液状化への取り組み

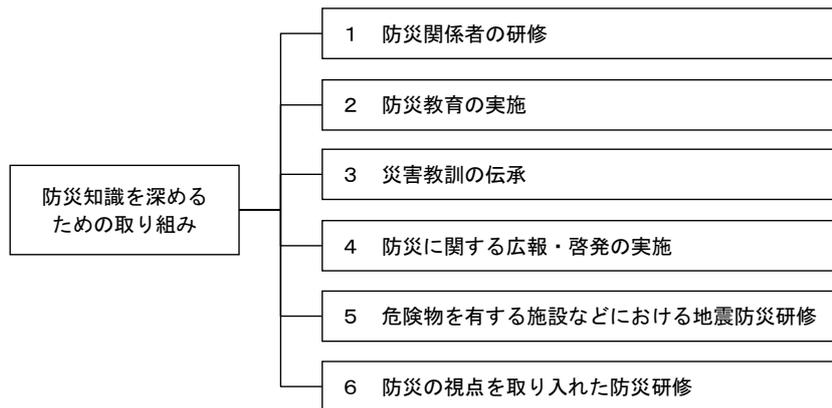
液状化の危険度が高い地域の調査（揺れやすさ判定、液状化危険度調査等）や液状化対策の推進を図ります。

10 津波避難重点路線通行確保対策の取り組み

これまでに整備した避難場所等への迅速な避難に向け、住民の避難に特に重要と考える路線を設定し、当該路線の安全確保をさらに強く推進します。

第3節 防災知識を深めるための取り組み

- 防災関係者をはじめ、全ての住民が、地震・津波に関する知識を常識として持つための取り組みを進めます。



1 防災関係者の研修

防災関係機関は、職員を対象とし、地震・津波に関する研修を実施し、人材の育成を図ります。

2 防災教育の実施（詳細は第5編「重点的な取り組み」）

地震・津波に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。こうした学校等の現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、自治会や自主防災組織における多様な主体の中で防災教育を進めることにより、町全体の防災力の向上を図ります。

(1) 学校等の教育における地震防災教育及び体制の整備

- ア 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進します。
- イ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。
- ウ 災害の各種情報に応じた、避難・帰宅等の対応行動を統一します。

- エ 教職員の各種災害情報に応じた参集基準の整備を検討します。
- オ 各種災害情報に対応する情報連絡網を整備します。
- (2) P T Aを通じた保護者への啓発
児童・生徒の啓発と並行して、保護者へのパンフレット配布等により啓発を図ります。また、災害情報に応じた対応等についても同時に啓発していきます。
- (3) 社会教育における防災教育
公民館活動等における講座、研修などの学習内容に地震防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
- (4) 地域内組織を通じた教育
自治会や自主防災組織及び老人クラブ、障害者団体を通じて防災意識の向上に関する啓発を行います。

3 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓等を後世に伝え続けることが、再び大きな災害を受けないために必要です。

- (1) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めます。
- (2) 災害伝承碑等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。
- (3) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。

4 防災に関する広報・啓発の実施

防災関係機関は自ら実施する取り組みの中で、防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。特に、近年報道機関等による報道や広報活動などによって、南海トラフ地震に対する住民の意識が高まっていることから、報道機関等と連携しながら、様々な工夫を加え、意識向上に結びつく広報を実施するものとします。

- (1) 地震発生時に住民自らが安全を確保し、津波から迅速に避難することができるように、家庭や事業所における室内の安全対策や住宅等の耐震化が進むよう啓発を実施する。
- (2) 津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、住民に対し、強い地震や長時間の揺れを感じたとき等は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取ることを促す等、避難行動に関する知識についても広報を実施する。

【広報内容（例）】

- | | | |
|----------|--|---|
| (知識) | <ul style="list-style-type: none">・南海トラフ地震の発生メカニズム・避難場所、避難所・地域の地質特性、危険場所・災害の基礎知識 | <ul style="list-style-type: none">・予想される地震動・津波・過去の地震・津波災害事例・各機関の実施する防災対策・その他一般的な地震・津波の知識 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none">・津波避難場所や避難経路の確認・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・耐震診断・耐震補強の実施・防災訓練、地域の自主防災活動への参加・3日分以上の食料、飲料水、物資の備蓄・非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備等 | |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none">・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法・要配慮者及び避難行動要支援者への支援・情報の収集方法等 | |

5 危険物を有する施設などにおける地震防災研修

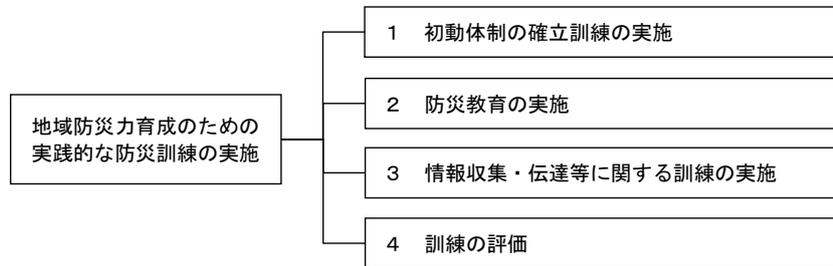
危険物を有する施設、病院、旅館等の安全管理や緊急時の対応に関する地震防災研修を促進します。

6 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進します。

第4節 地域防災力育成のための実践的な防災訓練の実施

- 町及び防災関係機関は、最大クラスの地震の震度分布や津波浸水予測等をもとに、地域特性や地震の発生時間等を考慮し、実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び住民と協力して、少なくとも年1回以上実施します。
- 南海トラフ地震対策特別措置法に基づき対策計画（第2編 第2章 第2節4 を参照）を策定した事業者は、津波避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとします。
- 訓練後には、地域防災計画や津波避難計画、対策計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。



1 初動体制の確立訓練の実施

地震発生時の県の被害想定に基づき、各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

2 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証をすることを目的として、現場訓練を実施します。この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違い等様々な視点に十分配慮するよう努めます。

また、津波浸水予測図や津波浸水予測時間図を用いた実践的な訓練を実施します。

津波避難計画の修正に、訓練結果を随時反映させます。また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施します。

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

ア 地域の災害特性を考慮し、地域防災力の育成を目指した実践的な訓練種目を選定します。

イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。

(2) 訓練の種類

ア 国及び県が主体

(7) 国、県その他関係機関が実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、

大規模災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。

(イ) 広域合同防災訓練

県が主催する広域合同防災訓練に参加します。

イ 町及び町内防災関係機関が主体

(ア) 総合防災訓練

町、消防機関及び防災関係機関、学校、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施し、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ります。

(イ) 津波対策訓練

a 本町において、津波避難訓練は非常に重要です。情報の早期伝達、早期避難体制の確立を図るため、訓練を実施し、津波防災意識の高揚を図ります。

b 地域住民等が参加する津波避難訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策、及び避難場所から避難所への移動、避難所の開設・運営等を中心とします。

※住民等が参加する津波避難訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とします。

(ウ) 職員の初動訓練

地震発生直後、初期の段階での応急活動を的確に実施するためには、職員の初動体制が極めて重要であり、勤務時間内の条件を加味し、初動体制、対策本部の設置等の訓練を実施します。

(エ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施します。

(オ) 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに、必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施します。

(カ) 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練等を実施します。

(キ) 図上訓練

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施します。

a 組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を行います。

b 応急対策能力を高めるための図上訓練（計画立案）を実施します。

(ク) 広域訓練

県及び町は周辺地域と密接に連携をとりながら、広域訓練を実施します。

ウ 中学校、小学校、保育所が主体

教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

生徒・児童・園児・幼児を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、

災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。
教職員は、それぞれの役割を確認します。

エ 地域が主体

自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援します。

3 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施します。

4 訓練の評価

訓練の結果を随時、津波避難計画の修正に反映させます。

第5節 自主的な防災活動への支援

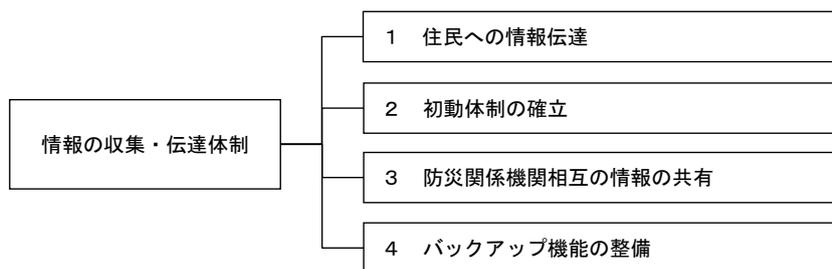
一般対策編 第2編 第2章 第3節 参照

第6節 自発的な支援を受け入れるための環境整備

一般対策編 第2編 第2章 第7節 参照

第7節 情報の収集・伝達体制

- 地震発生時には、正確な情報を迅速に住民に伝えるとともに、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を行えるよう、平時から情報の収集、伝達体制の確立や施設の整備に努めます。



1 住民への情報伝達

(1) 地震・津波に関する情報を入手し次第、瞬時に、住民に伝えるための施設整備を進めるとともに、

防災情報伝達システム等を利用し、情報を周知徹底する方法を合わせて進めます。(町、消防本部等)

- (2) 「高知県総合防災情報システム」により、住民及び防災関係機関に情報の提供を行います。
- (3) 地震・津波に関する情報提供を継続して行うため、防災情報伝達システムに併せ、情報伝達手段の多様化を進めます。

2 初動体制の確立

地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段を整備するとともに、「中土佐町津波避難計画」で定める参集基準に基づき自主的に参集する体制を整備します。

3 防災関係機関相互の情報の共有

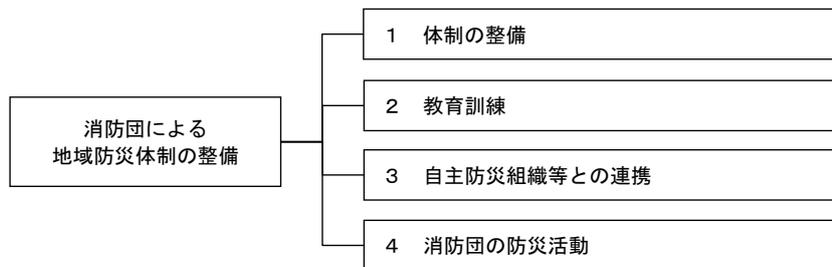
「高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有を図ります。
また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施します。

4 バックアップ機能の整備

- (1) 情報ネットワークのバックアップ機能を整備します。

第8節 消防団による地域防災体制の整備

- 消防団の地震防災への活動能力の向上を図り、自主防災組織とともに地域の防災体制づくりを進めます。



1 体制の整備

消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

2 教育訓練

消防団の地震に関する知識と対応力の向上を図るとともに、平時の住民に対する防災啓発や訓練指

導を促進します。

3 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、津波避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

4 消防団の防災活動

(1) 平時の活動

- ア 地震についての知識の普及
- イ 地域における津波等の危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ 地震防災訓練の実施
- オ 要配慮者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

- ア 集団避難、要配慮者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 初期消火活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水の実施及び協力
- カ 避難所の運営に対する協力
- キ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

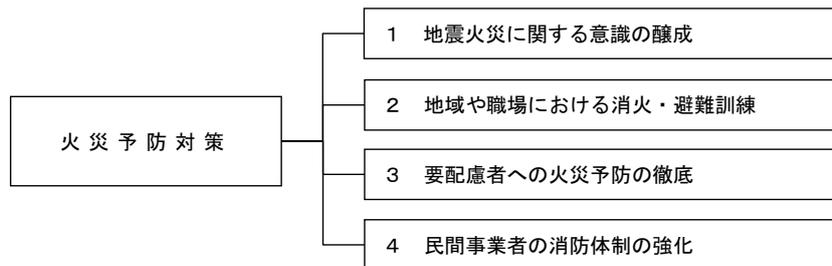
なお、消防団員は、消防団員本人や団員の家族等の生命、身体の安全を守ることが大前提となります。

第2章 予防対策の推進

- 各分野における予防対策の方向性について明らかにします。
- ここで示された方向性に基づき、具体的な予防対策を計画的に実施することが必要となります。
- 特に、地震被害の大幅な軽減につながる対策については、「地震防災戦略」（平成17年3月中央防災会議決定）の趣旨を踏まえ、地域目標（達成すべき数値目標、達成時期、対策の内容等）を策定し、推進します。

第1節 火災予防対策

- 地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図ります。
- 予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図ります。
- 地震火災発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図ります。



1 地震火災に関する意識の醸成

地震時の防火意識の醸成について、リーフレット等を活用して推進していきます。

2 地域や職場における消火・避難訓練

地域・家庭や職場における地震時の火災の防止、初期消火、避難・誘導について講習会や訓練により徹底を図ります。

3 要配慮者への火災予防の徹底

自主防災組織や障害者団体を通じて火災予防の啓発を推進していきます。

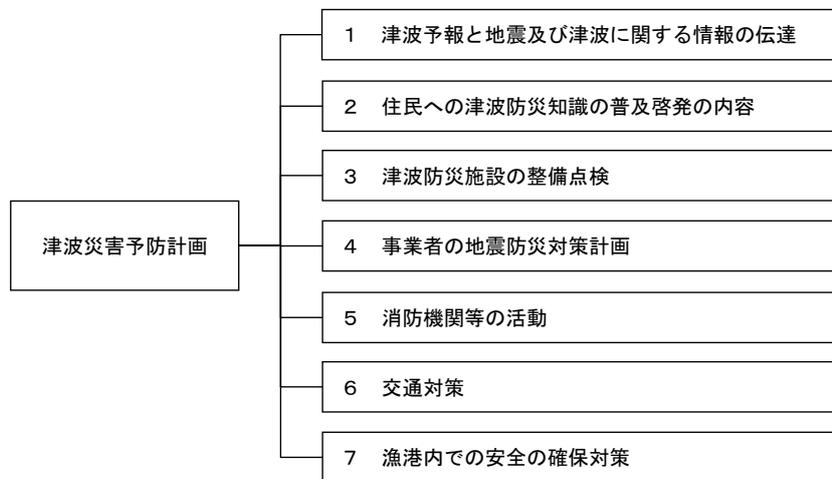
4 民間事業者の消防体制の強化

- (1) 事業所の自衛消防組織の育成を図ります。
- (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者の選任、消防計画の作成とこれに基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、防火体制の徹底を図ります。

第2節 津波災害予防対策

(第5編「重点的な取り組み」を参照)

- 津波から生命を守るため、津波避難計画づくりやこれに基づく避難路、津波避難場所の整備といった「逃げる」ための対策を進めます。
- 発生頻度の高い一定程度の津波については「防ぎ」、最大クラスの津波に対しては「避難時間を稼ぐ」ための対策を進めます。



1 津波予報と地震及び津波に関する情報の伝達

本町は、過去に津波による大きな被害を受けています。沿岸部は、海岸線が長くリアス式の形状をした海岸であり、今後も津波が来襲すれば大きな被害の可能性があります。被害の未然防止と軽減のため、津波に関する知識の普及、危険区域の把握等に努めます。

(1) 津波予報

津波予報の内容と津波に関する情報についての詳細は、別表等（巻末）のとおり。

(2) 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報についての詳細は、別表等（巻末）のとおり。

2 住民への津波防災知識の普及啓発の内容

津波浸水区域の住民は、避難優先が原則です。強い地震を感じたときや、津波注意報、警報が発表されたときは、情報や町からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、高台等に避難するなど、住民自身が自発的な行動をとるよう、広報等を活用して周知徹底を図ります。

3 津波防災施設の整備点検

- (1) 沿岸地域の防波堤については、順次整備されているが、なお未整備箇所の調査を行い、整備の推進を図ります。
- (2) 既設の水門、樋門等の施設についても、関係機関と定期的に点検を行い、有事のとき使用できるようにしておきます。
- (3) 津波の危険がある地区にはその地域の条件を考慮して、津波避難路・津波避難タワー等の「津波避難施設」の整備を検討していきます。また、これまでに整備した施設においても、訓練の実施等を通じ、施設の改善や再整備を行います。

4 事業者の地震防災対策計画

南海トラフ地震対策特別措置法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成し、町はその支援を行います。

5 消防機関等の活動

住民の津波からの円滑な避難の確保等のために、消防機関及び水防団が講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めます。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土嚢等による応急浸水対策
- エ 自主防災組織等の地区防災計画作成等に対する支援
- オ 津波到達予測時間等を考慮した避難ルールの確立
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- キ 発災時に消防団員が海岸へ直接津波を見に行くことを防止するため、津波来襲状況を把握する津波監視システムの整備を進めます。

6 交通対策

県公安委員会や国・県等が発表する津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容を周知するものとします。

7 漁港内での安全の確保対策

- (1) 防災知識の普及・啓発
漁港、漁業関係者に津波に関する知識の普及・啓発を行います。
- (2) 漁港施設及び危険物の安全管理
危険物が海上に流出しないよう、関係施設及び船舶に指導を行います。

第3節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対策

- 南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）を活かし、被害を軽減するために、すべての住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促す取り組みを引き続き実施します。
- 後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民に対する自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対策を実施します。

1 後発地震に備える

臨時情報が発表された場合、避難場所・避難経路の確認や家庭や事業所における非常持ち出し品の確認、家具・棚の固定など、日頃からの地震への備えの再確認等の啓発を行います。

津波到達時間が短く、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者、耐震性の不足する住宅や斜面崩壊のおそれのある範囲の居住者には、避難所や浸水区域外に居住する親類宅等への事前避難を促します。

2 住民啓発

- (1) 講演会や広報誌等を通じて、臨時情報の周知に努めます。
- (2) 臨時情報の種類と発表条件の周知に努めます。

種 類	発表条件
臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象（南海トラフでM6.8程度以上の地震発生等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査が開始された場合、又は調査を継続している場合。
臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合。
臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価された場合。
臨時情報 (調査終了)	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合。

- (3) 臨時情報の発表時には、すべての住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、自主避難の啓発を行います。

3 臨時情報（調査中）が発表された場合の防災対応

- (1) 臨時情報（調査中）が発表された場合は、災害対策本部設置基準に基づき、配備体制を設置します。

4 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部設置基準に基づき、配備体制を設

置し、情報収集等の必要な対策を実施します。

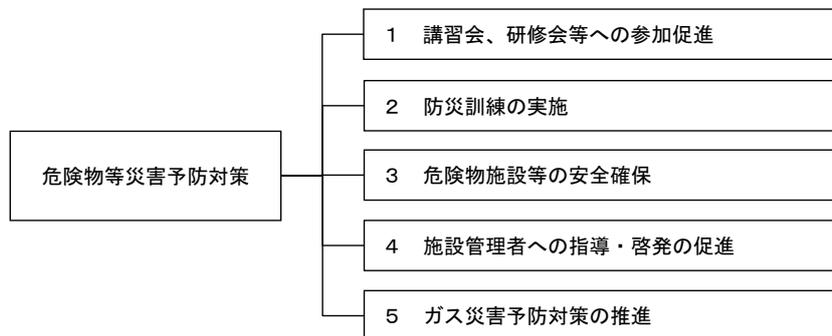
- (2) 住民への家具の固定などの日頃の地震の備えの再確認等の啓発を促すほか、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、自主避難の啓発を行います。
- (3) 来庁者の安全を最大限図るために、庁舎内の安全対策の再確認のほか、緊急時の連絡体制や各課のBCPの確認を行う等、後発地震に備えます。

5 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応

- (1) 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部設置基準に基づき、災害対策本部1次配備体制を設置し、後発地震やそれに伴う津波に備えるために、地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民等に対する避難情報の発令等の必要な対策を実施します。
- (2) 学校や保育所については、室内安全対策の再確認を実施するとともに、後発地震から生徒・児童・園児等の生命を確実に守るために、必要な対策を実施します。

第4節 危険物等災害予防対策

- 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図ります。



1 講習会、研修会等への参加促進

関係団体が実施する講習会、研修会等への参加を促進します。

2 防災訓練の実施

施設管理者や消防組合と連携し、防災訓練を実施します。

3 危険物施設等の安全確保

町及び消防組合による調査や検査を実施し、洪水・地震動・津波に対する安全性の確保を図ります。

4 施設管理者への指導・啓発の促進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における地震防災への自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、消防機関による立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、消防機関による移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

施設管理者は、危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

施設管理者は、防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

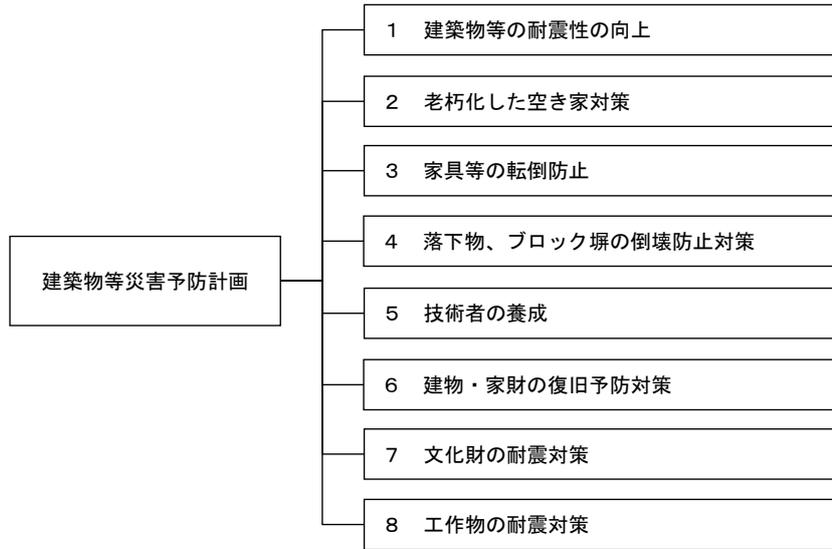
5 ガス災害予防対策の推進

L Pガスによる地震発生時の災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、事業者は二次災害の予防に努めます。

第5節 建築物等災害予防計画

(第5編「重点的な取り組み」を参照)

○ 地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を進めます。



1 建築物等の耐震性の向上

- (1) 建築物の耐震化の促進は、「耐震改修促進法」及び「中土佐町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの課題として取り組むことを基本とします。
- (2) 「耐震改修促進法」の改正等を反映し、「中土佐町耐震改修促進計画」を見直します。
- (3) 被害想定に基づき、強い地震動が想定される区域や耐震性能を有さない既存建築物に対し、耐震診断、必要に応じた建て替え及び耐震補強を促進します。
- (4) 公共建築物の耐震化の促進
平時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能が求められることから、速やかな耐震診断と整備計画の策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化を進めます。
- (5) 民間住宅・建築物の耐震化については、耐震診断の受診の促進等により、耐震改修・建て替えの促進を図ります。

2 老朽化した空き家対策

老朽化した空き家は、地震発生時には倒壊や火災発生等の危険性が高いため、持ち主への維持管理等の啓発を図る等、「中土佐町老朽危険空き家の適正管理等に関する条例」に基づいて適正な管理を行います。

特に「津波避難重点路線」沿いの老朽化した空き家の適正管理を促進します。

3 家具等の転倒防止

地震時の本棚や食器棚などの家具等転倒防止に関する普及啓発を図ります。また、全世帯への家具等の転倒防止事業を推進します。

4 落下物、ブロック塀の倒壊防止対策

- (1) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落、窓ガラス、看板等落下の恐れのあるものの飛散・落下防止及び自動販売機等の転倒防止について啓発を進めます。
- (2) 自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去・生け垣化等を進めます。

5 技術者の養成

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成
建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、団体と連携し、県が実施する建築士等を対象とした判定士養成講習会への派遣を促し判定士の養成に努めます。
- (2) 被災宅地危険度判定士の養成
余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、団体と連携し、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会への派遣を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努めます。

6 建物・家財の復旧予防対策

地震や津波により住居用建物や家財が被災した場合に、速やかに被災者生活の安定化を図るため、住民に対して地震保険に関する情報提供を行います。

7 文化財の耐震対策

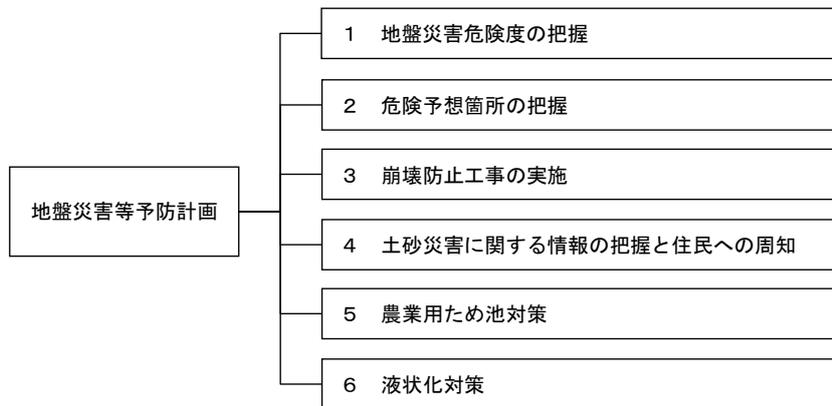
文化財は歴史上または学術上価値の高いものであり、町民の共有財産であることから、文化財所有者に対して防災知識の普及・啓発を行います。

8 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物の耐震性について、普及啓発を図ります。

第6節 地盤災害等予防計画

- 地震時の地盤災害のメカニズムの研究を進めるとともに、既存の予防対策を危険度に応じて実施します。
- 地震の発生に伴う崖崩れ等の災害が予想される箇所の把握をするとともに、避難体制づくり、崩壊防止工事等、関係機関との密接な連携を保ち、適切な予防措置に努めます。



1 地盤災害危険度の把握

町内の地形、地質、土質及び地下水位等に関する情報を収集し、地盤災害の危険度の把握に努めます。

2 危険予想箇所の把握

危険箇所については調査を実施し、特に危険が予想される箇所については、早急に対策を講じるとともに、住民にも公表して注意を促し、避難体制を徹底します。

また、関係行政機関等との合同調査を行い、特に危険な箇所については、その対策について、関係機関に働きかけるとともに、巡視警戒に当たります。

※急傾斜地危険箇所、土石流危険渓流については、資料編参照。

3 崩壊防止工事の実施

個人財産は個人が守ることが原則であり、家の安全のための防災工事を施工することも本来個人の責任ですが、特別な条件を満たした場合は、国庫補助等により崩壊防止工事が実施されるので、関係団体との連絡を密にし、実施の促進を図ります。

4 土砂災害に関する情報の把握と住民への周知

県等が発信する雨量情報等の収集や土砂災害情報システムによる情報を把握し、警戒避難体制への

判断材料として活用します。また、住民に対してハザードマップ等の整備を含め、情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知を図ります。

5 農業用ため池対策

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとします。また、管理者は万全の点検、維持管理に努めます。

6 液状化対策

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、避難経路等の液状化対策の推進を図ります。また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努めます。

第7節 公共土木施設等の地震・津波対策

- 地震・津波による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図ります。



7-1 公共土木施設等の対策

- 地震防災対策上整備すべき施設等は、地震防災緊急事業五箇年計画等（高知県作成：詳細は地震・津波対策編 第1編 第6章を参照）を中心に整備を図っています。
- 整備にあたっては、特に、次の点に留意するとともに施設の維持管理を適正に行います。

1 河川施設対策

県及び町は、高潮対策として設置されている水門など開口部の閉鎖について、役割を決め、稼働できるようにしていきます。

2 道路・橋りょうの整備促進

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは住民の日常生活の面で重要な役割を担っており、避難や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない施設であることから、点検を実施し、必要な修繕や耐震化

等を行い、安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

窪川船戸線や窪川中土佐線等の県道には、時間雨量50mmでの通行規制区間もあり、改良率は低い
ため継続して県に対して整備要求をしていきます。

(3) 町道の整備

一級・二級町道で構成する幹線道路と、これらを補完する町道でなっていますが、改良率は低い
ため、継続して整備を検討していきます。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・路面浸水の対策を必要とする箇所にあることから、これらの
災害防除事業の推進に努めます。

3 海岸保全施設対策

(1) 施設管理者は、点検結果に基づく変状ランクや健全度評価結果に応じた適切な対策を実施します。

(2) 施設管理者は、津波を防ぐ水門など開口部の閉鎖の仕組みづくりを検討します。

陸閘などを平時は閉鎖する仕組みづくりを漁港関係者と連携して検討します。

4 漁港施設対策

施設管理者は、津波による浸水被害が想定される区域における、避難路及び避難広場の確保に努め
ます。

5 農業用施設対策

施設管理者は、地震による破壊等により大きな被害をもたらすおそれのある重点ため池の点検及び
改修等に努めることに加え、地域住民への啓発のためのハザードマップの作成を通じて、安全性の確
保を行います。

7-2 ライフライン等の対策

- 地震及び津波に対する機能維持を図り、さらに、応急復旧体制の整備を図ります。(一般対策編 第
2編 第1章 第8節を参照)
- 特に、次の事項に留意するとともに、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの
重点的な耐震化を進めるものとします。

1 電力施設の整備促進

(1) 電力事業者は、緊急的な電力供給体制確保等に努めます。

(2) 電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な情報の取
集や電力供給に関する事前検討等を実施します。また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者に
よるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。四国電力送配電が上記以外

に行う措置は、別に定めます。

2 ガス施設の整備促進

- (1) 事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとします。
- (2) 一般対策編 第3編 第1章 第13節に記載。

3 水道施設の整備促進

- (1) 水道事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施します。
- (2) 水道事業者は、老朽化した施設は、地域水道ビジョンの更新計画に基づき整備します。また施設の更新時には耐震管を積極的に採用していきます。
- (3) 水道事業者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (4) 水道事業者は、災害時に必要な給水タンク等の設備や、運搬に要する給水袋等の備蓄を推進します。
- (5) 水道事業者は、大野見地域中央地区簡易水道施設、中土佐地域久礼簡易水道施設を除く全施設が老朽化しているため、地域水道ビジョンを更新する中で検討します。

4 通信設備の整備促進

- (1) 通信事業者は、通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとします。
- (2) 通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。
- (3) 通信事業者は、被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

7-3 町が管理等を行う施設等に関する対策

○ 緊急的な応急対策を実施するための機能の確保や津波からの防護及び円滑な避難の確保を図ります。

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとします。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用電源設備の整備、防災情報伝達システムなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校等にあつては、津波からの避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒に対する措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、上記1(1)に掲げる措置をとるほか、災害対策本部又はその支部の事務局と連携して、次に掲げる措置をとります。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電源等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 本計画に定める救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、町が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材を搬入し、配備に協力します。

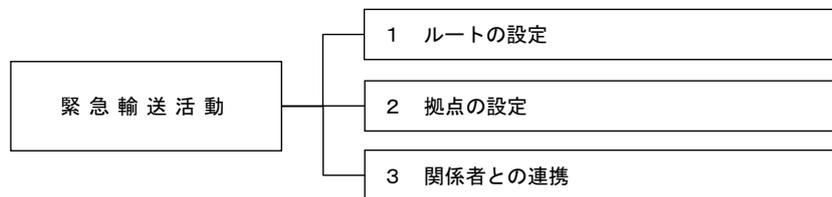
3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断します。

第8節 緊急輸送活動

(一般対策編 第2編 第5章 第3節参照)

- 緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図ります。



1 ルートの設定

緊急的な応急対策を実施することを想定し、高知県地域防災計画で定める緊急輸送路以外で、必要のある町道について緊急輸送ルートとして設定します。

海上輸送について、漁協等と連携して、災害時の海上輸送について検討します。

航空輸送等について、ヘリコプター簡易離発着場等の整備について検討します。

2 拠点の設定

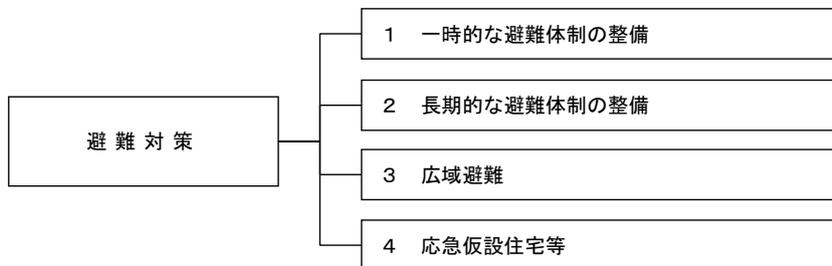
緊急的な応急対策を実施することを想定し、予め、中土佐町役場及び大野見振興局を総合防災拠点として設定し、それらが使用不可能な場合は近辺での拠点を検討しておきます。その他、防災拠点施設について別途定めます。

3 関係者との連携

県トラック協会支部等緊急輸送を依頼する関係者と事前の連携を図ります。

第9節 避難対策

- 地震発生後の火災や津波、さらには二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難に関し、事前対策を進めるとともに、避難経路や避難場所、また、避難場所と避難所の違いなどについて、広報紙や防災マップなどにより、周知徹底に努めます。



1 一時的な避難体制の整備

- (1) 【津波避難場所】避難の原因に応じた避難場所を選定します。

《避難場所の選定基準》

ア 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること

(※但し、避難タワーや避難ビルの場合はこの限りではありません。)

イ 昼間人口も考慮し、要避難地区のすべての住民を収容できること

ウ 危険な地域を避けること

(7) 土砂災害、浸水等が予測される区域

(※但し、避難タワーや避難ビルの場合はこの限りではありません。また、土砂災害危険区域内

への避難路整備については、要避難地区に適切な避難場所がない場合はこの限りではありません。）

- (イ) 危険物等が備蓄されている施設の近く
- (ウ) 耐震性が確保されていない建物の近く等
- (エ) 津波の高さは想定を超える場合があり、さらに高い場所への避難方法を検討します。

(2) 避難場所へ通じる避難路を選定します。

《避難路の選定基準》

道路法に定める道路及び自主防災組織が指定する農道・林道について、避難路として選定します。

(3) 住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(4) 避難誘導や避難場所

ア 町は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。

イ 避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を中心に福祉関係機関等と連携を図り、避難行動要支援者と一緒に避難するための、地域の特性に応じた避難誘導体制を整備します。

ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ 避難所及び避難場所を示すサイン、案内板を設置します。

オ 避難所及び避難場所へ誘導するサイン、案内板を設置します。

カ 避難誘導灯など夜間に確認できるサインを設置します。

キ 町の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により避難所及び避難場所について住民への周知を図ります。

(5) 徒歩避難の原則

津波からの避難については、徒歩によることを原則とし、周知を行います。ただし、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる対策をあらかじめ検討します。

(6) 子どもたちの安全確保

中学校、小学校、保育所が保護者との間で、災害発生後、生徒・児童・園児・幼児等を施設等に待機させるか、保護者へ引き渡すかの判断などについて、あらかじめルールを定めます。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所との連絡及び連携体制の構築に努めます。

2 長期的な避難体制の整備

(1) 【避難所】一定期間の避難生活ができる施設を避難所を選定し、指定します。

《長期的な避難所の選定基準》

ア 耐震構造を有するなど安全な建物であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね3㎡以上であること。

ウ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

(2) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

ア 避難所の管理運営に関すること

- (7) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備
- (4) 施設管理者、自主防災組織等の協力による避難所運営体制の整備
- (6) 災害対策本部との連絡体制の整備
- (エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備
- (オ) 男女のニーズの違いや要配慮者のニーズ等、多様なニーズに配慮した環境整備
- (カ) 住民に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及

イ 避難住民への支援に関すること

- (7) 避難者への給水、給食の体制整備
 - (4) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備
 - (6) 負傷者に対する応急医療の体制整備
- (3) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要ときに直ちに配備できるよう可能なものから準備を進めます。避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努めます。
町で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応します。
- (4) 要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めます。
- (5) 避難所の安全性の確保
避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。
- (6) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとします。

3 広域避難

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、高幡圏域広域避難計画に基づき、周辺市町との平時からの連絡調整及び合同訓練の実施に努めます。

4 応急仮設住宅等

- (1) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び供給体制を整備します。
- (2) 災害に対する安全性に配慮し、応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に努めます。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとします。
- (4) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めます。

5 災害対応における感染症対策の徹底

(1) 町施設における感染症対策の徹底

町施設や近接する執務スペースにおいて、災害対応に従事する職員等に対する感染症対策を徹底します。

(2) 避難所における感染症対策の徹底

災害が発生し、避難所を開設する際には、避難者の検温・手指消毒・問診等を実施する

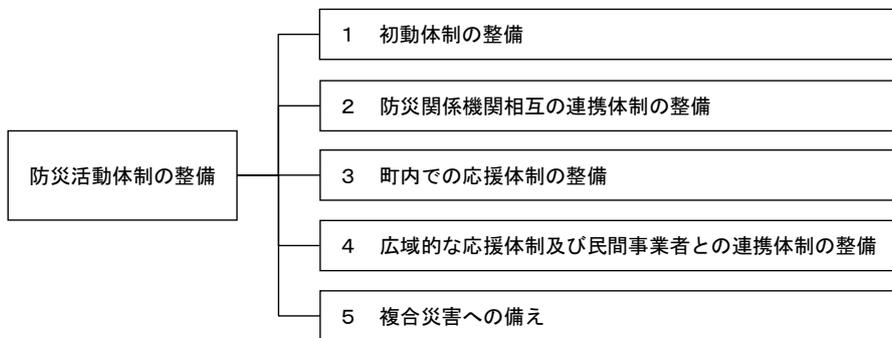
とともに、避難スペースにおけるパーティションの活用等により感染症対策を徹底します。また、マスク及びフェイスシールドの着用徹底など、避難者にも感染対策の協力を要請します。

6 避難者の適切な受け入れ

町は、避難所及び避難場所に避難した旅行者等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを実施します。

第10節 防災活動体制の整備

- 初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図ります。



1 初動体制の整備

- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制の確立を図ります。
- (2) 実践的な初動体制確立の訓練を実施します。

2 防災関係機関相互の連携体制の整備

地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など日ごろから連携した取り組みを実施します。

3 町内での応援体制の整備

備蓄する食料や資機材など町内での調達体制を整備します。

4 広域的な応援体制及び民間事業者との連携体制の整備

人的な応援・受援体制の整備とともに、備蓄する食料や資機材などの広域的な調達体制を整備します。

民間事業者と協定締結等を進め、支援物資の管理や輸送等の協力体制を構築し、迅速な災害応急対

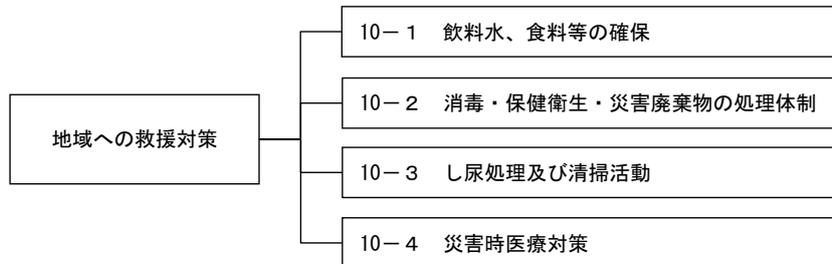
策が行えるように努めます。

5 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象(例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など)が発生した場合を想定した体制の確保に努めます。

第11節 地域への救援対策

- 地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図ります。



11-1 飲料水、食料等の確保

1 個人備蓄の推進

自主防災組織及び住民への防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進します。

2 給水体制の整備

(1) 応急給水の確保

3日間の供給を可能にします。

ア 給水拠点の整備

水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

イ 応急給水に利用する備蓄水量の確保

配水池、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(2) 供給体制の整備

給水用資機材の備蓄に努めます。

(3) 応急給水資機材の確保

応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。

(4) 簡易浄水器の整備

プール、防火水槽等比較的汚染の少ない水源を浄化し、災害時に給水が行えるよう簡易浄水器の整備を推進します。

(5) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

(6) 井戸水の活用

災害時に井戸の活用を図るため、井戸の把握を進めます。

3 食料・生活必需品の確保

(1) 流通備蓄の把握

民間流通事業者と協定の締結を進めます。

(2) 調達体制の整備

地震発生時の供給については、協定締結事業者からの調達の体制を整備します。また、飲料製造メーカーや飲料供給事業者から提供を受けられるように事前に協定を締結しておきます。

(3) 備蓄品目・量の決定

ア 備蓄計画により備蓄品目・量を決定し、備蓄に努めます。

イ 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努めます。

4 備蓄・調達・輸送体制等の整備

(1) 市町村の相互応援

給水の相互応援などについて検討します。

(2) 県との連携

ア 県と町は連携して備蓄目標を設定します。

イ 供給計画を県に報告します。

(3) 町の備蓄・供給体制の整備

ア 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進めます。

イ 孤立する可能性がある地区への備蓄を進めます。

ウ 配布計画を作成し、配布体制の整備を進めます。

(4) 受け入れ体制の整備

町内で不足する物資等については、県、他市町村からの支援を受けますが、その調達・輸送、受け入れ体制の整備を進めます。

11-2 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制

- 地震発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図ります。

1 消毒、保健衛生体制

- (1) 次の事項について体制を整備します。
- ア 消毒体制
 - イ 消毒方法
 - ウ 患者の搬送体制
 - エ 薬剤及び資機材の整備
- (2) 消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画します。

2 災害廃棄物等処理体制

災害廃棄物等処理体制を検討します。

- (1) 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。
- (2) 災害廃棄物等の迅速な回収と処理の計画
- ア 生ごみ等腐敗性の大きい生活ごみについては、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。
 - イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、所有者自らが行うこととします。
 - ウ がれき等の災害廃棄物については、平時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を整え、出来る限りの資源化を行い処理に当たります。
 - エ 廃棄地を確保します。
 - オ 災害廃棄物の適正な分別及び処理を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努めます。
 - カ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理・安全管理に十分配慮します。
- (3) 協力体制の確保
- ア 平時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。
 - イ 県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

11-3 し尿処理及び清掃活動

1 し尿処理

し尿処理計画を作成します。

- (1) し尿処理量の推計
し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握し、被害状況に応じたし尿処理排出量を推定し、作業計画を策定します。
- (2) 緊急汲み取りの実施計画
被害状況に応じて優先度を定め、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を

得ながら、応急的に汲み取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア 災害時に避難所等で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を検討します。

イ 要配慮者に配慮した計画とします。

ウ 避難所に指定されている学校のプールの水を水洗用に確保することとします。

エ 住民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、風呂桶等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

ア 迅速にし尿処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立します。

イ 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

2 清掃活動

災害廃棄物処理計画の策定に努めます。

11-4 災害時医療対策

- 大規模地震発生時には、医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されます。医療機関や団体・自主防災組織等と連携して、「中土佐町災害時医療救護計画」及び「中土佐町南海トラフ地震時公衆衛生マニュアル」に基づいた医療救護活動及び保健福祉活動が実施できるよう研修会や実践的な防災訓練の実施、資機材の整備等を進めます。

1 災害時医療救護体制の整備

地震により医療機関が被災するとともに、多数の負傷者が発生するとき医療の途を失った負傷者に、医療等を提供できるよう、町及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

ア 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、「中土佐町災害時医療救護計画」を策定し、それに基づき、医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議してそれぞれの機能の確保に努めます。

イ 「中土佐町災害時医療救護計画」について関係者へ周知し、また医療救護所等を設置する場所を平時から住民に周知します。

ウ 医療救護所（久礼中学校、大野見保健福祉センター）において、中等症患者及び重症患者への応急処置を優先しつつ、軽症患者に対する処置を行います。

エ 避難所・福祉避難所でも、保健医療ニーズの把握を行い、医療救護活動を行います。

オ 救護病院（なかとさ病院・くぼかわ病院）において、医療救護所に対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行います。

カ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努めます。

キ 応急手当等の家庭看護の普及を図ります。

ク 町及び県の災害時医療救護計画について関係者に周知します。

- ケ 医療救護所等に医療救護用資機材を備蓄します。
- コ 重傷者の搬送方法について定めます。
- サ 町内在住の医療関係従事者との連携強化に努めます。
- シ すべての住民を対象とした赤十字救急法の受講を推進します。
- ス 子育て世代を対象とした赤十字幼児救急法の受講を推進します。

2 後方医療体制の整備

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

医療救護所では対応困難な重傷者等について、後方医療施設に搬送し治療を行うことになります。そのため、町及び県は多数の人命救助と医療救護を可能にするため、トリアージにより負傷等の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関等相互の連携体制及び役割分担の整備を進め、町災害医療実務担当者ネットワーク連携強化に努めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

町及び県は、災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

3 医薬品及び輸血用血液の供給体制の整備

- (1) 町及び県は、医薬品、医療用資機材の整備に努めます。
- (2) 町及び県は、医薬品卸業者、薬剤師会等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備します。
- (3) 輸血用血液製剤については、高知県赤十字血液センターと連携し、確保に努めます。

4 通信体制及び輸送体制の整備

- (1) 町及び県は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めます。
- (2) 町、県及び関係機関は連携し、保有する機動力を効率的に活用します。
- (3) 町、県及び関係機関は連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備します。

5 広域災害救急医療情報システムの活用

- (1) 町、県及び医療機関は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用に努めます。
- (2) 町、県及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報をEMIS等により迅速に把握し、応援の派遣等を行います。

6 関係機関との協力関係の構築

地震の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社高知県支部、医師会等の医療関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。また、自主防災組織の協力も必要となりますので、連携に努めます。

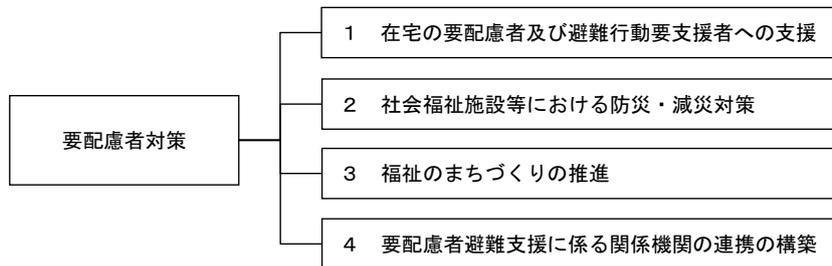
7 自主防災組織等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急手当て等の家庭看護や近隣の救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備及び実践的な訓練を実施します。

町は、自主防災組織を中心とした住民全体の応急医療に対する知識向上のため、赤十字救急法救急員等の受講や資格取得を推進します。

第12節 要配慮者対策

- 災害発生時に身を守るために配慮が必要な方（要配慮者）への支援の検討を進めます。
- 対策を進めるにあたっては、本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等の様々な視点に配慮します。
- 要配慮者対策については、県策定の「みんなで逃げる みんなで助かる 災害時要配慮者の避難支援の手引き」に添って、体制づくり及び避難支援方法について計画します。



1 在宅の要配慮者及び避難行動要支援者への支援

(1) 地域住民による地域支援体制

自主防災組織・消防団などで要配慮者を支援する体制を検討します。

(2) 町における支援体制の確立

ア 地域での避難行動要支援者等の把握

避難行動要支援者名簿を整備し、個別支援計画の作成に努めます。

イ 避難行動要支援者の地図情報の作成

避難行動要支援者情報をベースとして地図情報の整備を進めます。

ウ 家屋の安全対策

家屋の耐震化、家具等の転倒防止対策、防災機器等の普及を促進します。

エ 地震発生時の避難支援

迅速に避難できるように、情報伝達システムによる避難に関する指示等の伝達を行うなど避難行動要支援者に対する避難支援を行います。

オ 地震発生時の避難誘導、救出対策

避難者支援等に携わる関係者として、消防機関、警察、民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。その際には、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を行います。

カ 平時及び地震発生時の情報提供

- (7) 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討します。
- (4) 緊急通報装置の設置など、緊急時の連絡方法について検討します。
- (6) 外国人に対する情報提供の方法について検討します。

キ 長期の避難

避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した計画を策定します。

ク 避難所における支援

- (7) 要配慮者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した「避難所運営マニュアル」を策定します。
- (4) 避難所での生活が困難な高齢者や障害者等に対しては、大野見荘、せせらぎ園、双名園、望海の郷、北の里と協定を締結し、福祉避難所として確保します。

ケ 地震発生後における福祉サービスの継続

地震発生後にあっても高齢者、障害者等への介護保険制度関係業務の継続が図られることが重要となるため、町及び関係機関は、福祉サービス提供者と連携を密にし、福祉サービスの継続に努めます。

コ 外国人住民等への支援

- (7) 災害関連情報の広報
通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。
- (4) 誘導標識や案内看板等の整備
道路標識、避難所等の外国語等の表示について検討します。
- (6) 地域社会との連携
災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。
- (エ) 外国人を雇用する事業所への支援
災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

2 社会福祉施設等における防災・減災対策

要配慮者を多数抱える施設は、基本的には耐震性、安全性に優れた施設ですが、施設の配置や避難システムなどを検討し、日頃から訓練等を実施するよう努めます。

(1) 施設管理者による実態把握と継続的な防災・減災対策

- ア 安全対策シート等により施設の防災・減災対策の実態を把握します。
- イ 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災・減災対策マニユ

アルを整備し、防災・減災対策に取り組みます。

ウ 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災・減災対策に継続的に取り組みます。

(2) 施設管理者による施設・設備の安全確保対策

ア 施設の耐震化・耐浪化に努めます。

イ 津波浸水想定区域内に立地する施設は、高台への移転や建て替えを検討します。

ウ 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施します。

(7) 火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

(4) 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

(9) 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備

(エ) 危険物の管理

(オ) 家具等の転倒防止対策

(3) 施設管理者による施設利用者の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法についての情報提供に努めます。

イ 施設利用者の避難計画の作成

(7) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡体制を整備します。

(4) 夜間・休日における災害の発生や状況によっては二度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成します。

(9) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(エ) 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施します。

(オ) 消防団や自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(4) 防災関係機関との連携

ア 施設等の被災後の状況を想定し、県及び施設管理者との連絡体制を確立します。

イ 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行います。

(5) 施設管理者による長期的な避難と広域連携

ア 入所者等一人ひとりについて、他事業者等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備します。

イ 広域的な避難に備え、県内を主とした同種又は類似施設と、相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努めます。

(6) 施設管理者による介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備

ア 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努めます。

イ 各施設は、他事業者等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努めます。

3 福祉のまちづくりの推進

(1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互

の連携を進めます。

- (2) 支援体制づくりを進めるにあたっては、要配慮者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、町や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。
- (3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難所等の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等公共施設の整備、改善を進めます。
- (4) 民間施設についても、住民、企業、関係機関との連携を図り、人にやさしい都市環境の整備を促進します。

4 要配慮者避難支援に係る関係機関の連携の構築

避難所等における要配慮者の支援の充実に向けて、関係機関、ボランティア活動支援団体等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

第13節 各種データの整備保存

- | |
|--|
| ○ 災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努めるものとします。 |
|--|

1 各種データの整備保存

円滑な災害復旧・復興を図るため、地籍調査の実施を行います。また、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めます。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

- 防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 避難開始の時期

- 南海トラフ地震が発生したときに、住民等を安全に避難させるための津波避難場所、避難路、避難所を整備します。
- 住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知します。



1 避難開始の基準の設定

- (1) 避難情報の種類
「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の三類型により、避難対策を実施します。
- (2) 避難の三類型の発令状況と住民に求める行動

〔三類型の避難情報一覧〕

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、津波避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況	避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、津波避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

(3) 避難情報の周知

避難三類型による住民の避難行動については、広報紙等を通じ周知します。

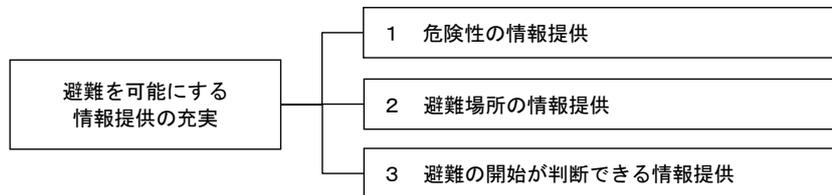
【避難情報の発令の参考となる情報（地震）】

※下記については、避難情報の発令に当たり参考とすべき情報であり、具体的発令に当たっては海岸の状況や地震情報等も含めて総合的に判断することとなります。

地震災害に注意する地域	
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合とし、後発地震への警戒を強めるとともに、自主避難を促します。 ・臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合とし、地震発生後の避難では間に合わない恐れのある住民等に対する高齢者等避難を検討する。 ・町内で震度4以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、高齢者等避難を検討する。
避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による「<津波>の津波警報」（※1）が発表された場合に、沿岸部に避難情報を発令する。 <p>※1 気象庁が発表する津波予報で、高いところで2m程度の津波が予想される場合</p>
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6弱以上の揺れを観測した場合は全町に、また、「<大津波>の津波警報」（※2）が発表された場合は沿岸部に発令する。 <p>※2 気象庁が発表する津波予報で、高いところで3m程度以上の津波が予想される場合</p>

第2節 避難を可能にする情報提供の充実

○ 避難開始時期などを知らせる情報提供資材の整備、充実に努めます。



1 危険性の情報提供

(1) 情報提供の手段

- ア 危険性のある区域を示す標識
- イ 海拔を表示した標識
- ウ 避難場所サインの全国統一
- エ 避難開始時期を印した水位表示板などの標識
- オ 過去の災害を伝える災害伝承碑や浸水位表示柱
- カ 津波ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料
- キ 県及び町のホームページ

2 避難場所の情報提供

- (1) 情報提供の手段
 - ア 町の広報紙による周知
 - イ 津波避難場所を示す標識
 - ウ 避難誘導標識
 - エ 夜間に発光する誘導灯や表示板
- (2) 情報提供の内容
 - ア 津波避難場所の所在地・名称
 - イ 避難経路

3 避難の開始が判断できる情報提供

- (1) 情報提供の手段
 - ア 防災情報伝達システム等、避難開始を知らせる設備
 - イ 携帯端末のエリアメール機能等を活用
 - ウ 高知県防災アプリの活用推進
- (2) 情報提供の内容
 - ア 地震・津波に関する警報等
 - イ 避難開始時期
 - ウ 安全な避難の実施に必要な事項

第3節 自主的な避難

○ 住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。



1 避難方法についての話し合い

住民は、自主防災組織や自治会活動を通じ、次の取り組みを進めます。

- (1) 地震や津波についての正しい知識の修得
- (2) 地域の危険箇所の調査
- (3) 津波避難場所の検討
- (4) 避難経路の検討
- (5) 要配慮者（避難行動要支援者）と一緒に避難する計画づくり

2 避難開始の基準づくり

《避難開始の基準づくりの意義》

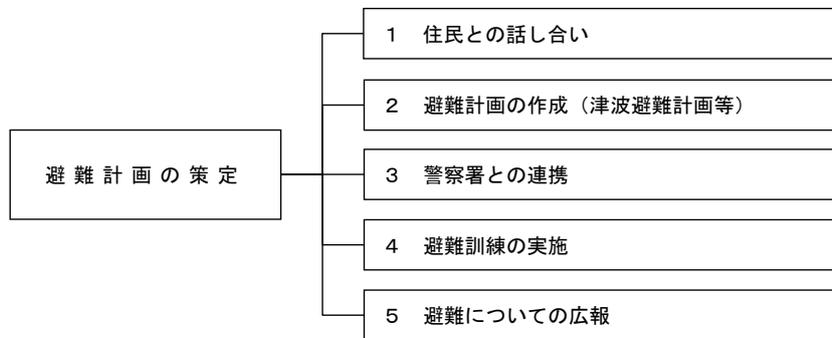
地震や津波は、いつ起こるか想定が難しい災害です。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で要配慮者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

避難開始の基準は「高齢者等避難」段階と「避難情報」段階に分けて設定（第3章 第1節 表[避難情報の発令の参考となる情報（地震）]参照）しますが、要配慮者と一緒に避難する体制が求められていることから、「沿岸部」と「そうでない地域」等のように地域の特性に応じて適切に判断します。

- (1) 住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準となる「地区防災計画」の策定を進めます。
 - ア 過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合っ避難開始の基準をつくります。災害の体験とは、以下を指します。
 - (ア) 過去の南海地震による浸水域や震度及び被害
 - (イ) 津波が来た位置を示す表示
 - イ 避難開始の基準は、地域に周知します。

第4節 避難計画の策定

- 町は、避難計画を予め策定します。



1 住民との話し合い

- (1) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。

《災害の特性》

 - ア 予想される震度（県の被害想定）
 - イ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域（県土木資料）
 - ウ 震度分布、津波浸水想定区域（県の被害想定）

(2) 緊急避難場所の選定など

住民の意見を反映して緊急避難場所等の選定を行います。

- ア 緊急避難場所の選定
- イ 避難経路の設定
- ウ 住民等への連絡方法の確認
- エ その他必要な事項の確認

2 避難計画の作成（津波避難計画等）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

自主防災組織との連携により、各地区の被災状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努めます。

(3) 避難開始の基準

- ア 避難開始の基準又は条件の設定に努めます。
- イ 防災施設の管理者は、町の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織による避難誘導の計画

自主防災組織と連携して住民の避難誘導計画を作成するよう努めます。計画には要配慮者と一緒に避難する体制整備を含みます。

(5) 津波想定区域における避難計画（地域津波避難計画）

津波想定区域ごとに避難ルートや避難場所等の計画を作成します。

(6) (2)～(5)を津波避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知します。

3 警察署との連携

津波避難計画をまとめる上で、警察署と必要な連携を行います。

4 避難訓練の実施

自主防災組織等と連携し、避難訓練を実施します。

5 避難についての広報

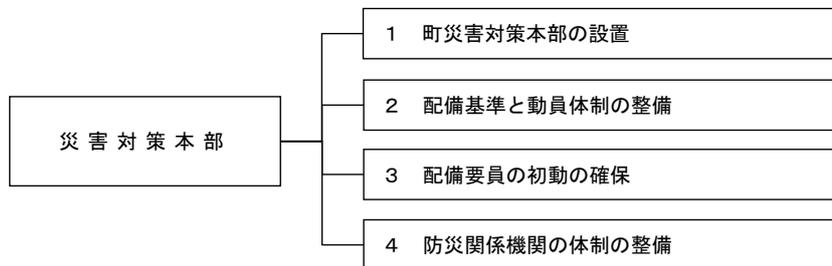
広報紙などにより、避難計画を周知します。

第4章 災害に備える体制の確立

- 町等の防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 災害対策本部

- 災害対策本部について必要な事項を定めます。



地震・津波による被害は、広範囲で同時に発生するため、町内の被害情報を収集し、その結果をもとに判断し、災害対策本部を設置しては、初動対応が遅れる可能性があります。

したがって、災害の発生が確実と考えられる震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、自動的に災害対策本部を設置し、定められた初動活動を実施することとします〔1. 自動設置基準〕。

また、場合によっては、災害が発生又はその恐れが予想される震度や津波の高さが観測又は予想された場合には、予め定められた部署が町内の被害情報を収集し、その結果をもとに災害対策本部の設置を判断することとします〔2. 判断設置の基準〕。

1 町災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置の決定

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを解散します。

(2) 町長（本部長）の代行

町長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副町長が代行します。それ以下の代行順序は、教育長、総務課長とし、それ以後については状況に応じ協議にて決定します。

(3) 災害対策本部の設置及び解散等の基準

ア 災害対策本部の設置基準

[1. 自動設置基準]

◇町内で「震度5弱以上」が観測等された場合

平成13年3月24日の芸予地震（高知県最大震度5弱）では、重軽傷者、住家・非住家被害、国道、県道の全面通行止めなどの被害が出ています。

本県は、山間部が多く、道路の全面通行止めは、即、地域の孤立に繋がります。したがって震度5弱以上で災害対策本部は自動設置とすることにします。

なお、平成26年3月の伊予灘地震（高知県最大震度5弱）では、県内の家屋や公共建築物の倒壊等の被害は確認されませんでした。軽傷者が発生しています。

◇予報区「高知県」で「大津波」の津波警報が発表された場合

大津波警報（特別警報）は、津波の高さ3m以上が予想されるときに発表されます。

県は、予報区で言うと「高知県」に属しています。

本町では、高さ3m以上の津波が実際に来襲すれば、大きな被害が予想されるため、災害対策本部を自動設置とすることにします。

なお、平成23年3月11日東北太平洋沖地震では、地震発生の約8時間後に高知県に大津波警報が発表され、須崎市や土佐市等で大きな漁業被害が出ています。（高知県最大津波高約2.8m）

[2. 判断設置の基準]

◇「震度4」が県内で観測等された場合

県で近年、震度4が観測されたのは、平成27年2月の徳島県南部を震源とする地震です。

県内では、家屋や公共建築物の倒壊等の被害や人的被害は確認されませんでした。

◇予報区「高知県」で「津波」の津波警報が発表された場合

津波警報は、津波の高さが1mを超え3m以下の場合が予想されるときに発表されます。

◇その他

○本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長がその必要を定めるとき。

○原則として危機管理室が収集した気象予警報、被害情報等又は報告をもとに町長が判断をし、決定します。

イ 災害対策本部の解散基準

○災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が完了したと町長が認めるとき。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「中土佐町災害対策本部に関する条例」並びに「中土佐町災害対策本部に関する条例施行規則」で定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから町長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

2 配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準

災害の程度に応じ配備基準を定めます。(一般対策編 第2編 第4章 第2節 参照)

(2) 動員体制

各課室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

ア 配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

イ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。

ウ 決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3 配備要員の初動の確保

(1) 災害対策本部員は、情報伝達用アプリケーション及び電話等により召集します。

(2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。

(3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、召集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。

(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの避難場所や避難所、支所等に参集します。

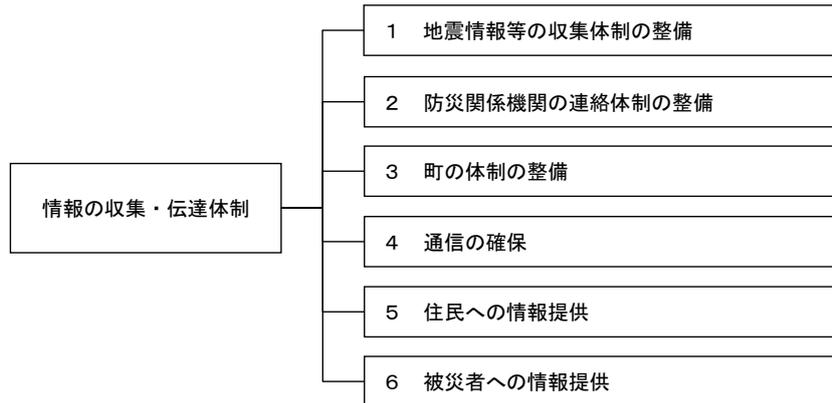
4 防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第2節 情報の収集・伝達体制

- 地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。



1 地震情報等の収集

震度情報ネットワークシステムにより、地震発生後の震度情報を確実に取得します。また今後は、地震の初期微動（P波）と震源の位置や強いゆれ（S波）を活用した緊急地震速報による情報収集を行います。

2 防災関係機関の連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 町の体制の整備

- (1) 高知県総合防災情報システムの適切な管理運営
高知県総合防災情報システムにより、防災関係機関との情報の共有を図ります。
- (2) 防災情報伝達システムの整備充実
防災情報伝達システムの整備、充実による情報ネットワークの構築を図ります。
- (3) 住民への情報伝達
防災情報伝達システム等により、住民、防災関係機関への情報の提供を行います。
- (4) 初動配備の伝達
災害発生時に職員を参集させるために、情報伝達用アプリケーションを活用します。

- (5) 消防無線等の充実
災害発生時に孤立が想定される避難所に、消防無線等の設置を推進します。
- (6) 防災監視カメラ及び遠隔撮影機材等の整備充実
災害の発生を未然に防ぐため、河川、沿岸部等への監視カメラの設置を推進します。
また、災害時に職員等の二次被害を防ぐため、ドローン等の遠隔撮影機材の活用を推進します。
- (7) 独自の防災情報の整備充実
高知県防災アプリへの情報提供や、SNS等の活用により、幅広い世代に迅速に防災情報が提供できる環境を整備します。

4 通信の確保

- (1) 通信手段の防災対策
災害時の通信手段を確保するため次の対策を推進します。
 - ア 耐震性の強化
 - イ 非常用電源対策
 - ウ 情報通信施設の危険分散
 - エ 防災情報伝達システムの整備・充実
 - オ 公共的施設への衛星携帯電話の配備検討
- (2) 非常通信の確保
県、高知県非常通信協議会と連携して次の対策を推進します。
 - ア 非常通信体制の整備
 - イ 有線・無線通信システムの一体的運用
- (3) 通信手段の運用・管理及び整備の留意点
 - ア ネットワークの整備等
 - (7) 無線ネットワークの整備・拡充
 - (4) 相互接続等によるネットワーク間の連携
 - イ 災害に強い伝送路の構築
 - (7) 伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化（有線系、無線系、地上系、衛星系）
 - ウ 無線設備の定期的な総点検
 - エ 防災関係機関の連携した実践的通信訓練
 - (7) 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟
 - (4) 通信輻輳及び途絶を想定した通信統制や重要通信の確保
 - オ 災害に有効な通信手段
 - (7) 携帯電話、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備
 - (4) NTT及びNTTドコモの災害時優先電話の活用

5 住民への情報提供

- (1) 高知県総合防災システムと連携した高知県防災アプリや、ホームページ、SNS等の活用など、多様な広報手段の整備を図ります。

また、携帯端末のエリアメール機能等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めます。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

- ア 災害時における放送要請について体制を整備します。
- イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。
- ウ 住民からの問い合わせ等に対応する体制を整理します。

(3) 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対応する体制を整備します。

6 被災者への情報提供

- (1) 要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できる体制の整備を図ります。
- (2) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図ります。

第3節 防災担当者の育成

一般対策編 第2編 第4章 第4節 参照

第4節 防災関係機関相互の連携体制

一般対策編 第2編 第4章 第6節 参照

第5章 災害応急対策・復旧への備え

- 地震発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救急・救助対策

一般対策編 第2編 第5章 第1節 参照

第2節 緊急輸送活動対策

一般対策編 第2編 第5章 第3節 参照

第3編 災害応急対策

- 地震・津波発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにします。実施する項目については、マニュアル等に基づき、毎年、必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

- 体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

- 地震発生時に効果的な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

1-1 初動体制の確立

- (1) 実施責任者
防災関係機関の長、その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
- (2) 実施内容
 - ア 参集基準に基づいた職員の招集
 - イ 今後作成するマニュアル等に基づいた初動対応の実施
 - ウ 災害対策本部設置基準等に基づいた体制の拡充（又は縮小）
 - エ 被害状況等の情報の関係機関相互の共有

注意事項

- ☆ 参集基準に基づいた職員の招集
南海トラフ地震が発生した場合の参集経路や手段を事前に検証しておきます。
また、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めます。
- ☆ マニュアル等に基づいた初動対応の実施
計画された職員の参集まで時間がかかる場合も想定し、初動対応に関するマニュアル等を作成しておきます。
- ☆ 応急期における機能配置計画の作成
応急対策や復興対策を円滑に進めるために、発災後の時間経過に応じた各機関の活動に必要な機能の配置や用地・施設の配置を行い、時間経過に応じた利用競合の調整などを行った施設・用地の配置計画を別途作成します。

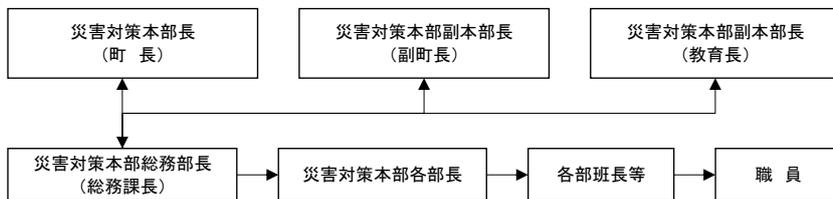
1 初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達

地震が発生するおそれがある場合、又は地震が発生した場合、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

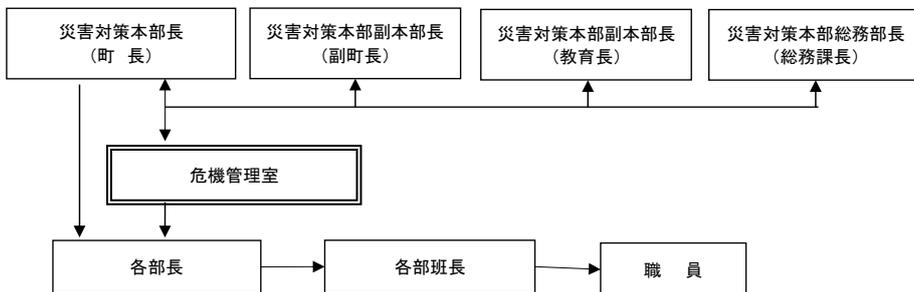
ア 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、災害対策本部長より災害対策本部各部長に伝達し、各部長等を経て各職員に伝達するとともに庁内放送等で速やかに伝達します。



イ 勤務時間外

勤務時間外において配備指令が出された場合は、災害対策本部長また緊急を要する場合は危機管理担当より災害対策本部各部長等に伝達し、関係部長等は所属する災害対策本部員等に伝達します。



(2) 職員の動員・参集

ア 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、情報伝達用アプリケーション及び電話によるとともに、あらかじめ各部各班において、各職員に対する参集場所及び伝達系統の短縮・複数系統化等連絡方法を確立します。

(イ) 招集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定します。

イ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう準備します。

ウ 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合、町内で震度5強以上の揺れ観測等された場合、予報区「高知県」で「大



津波」の津波警報が発表された場合等)は、本部から招集のない場合であっても自ら災害対策本部又は地域の安全な防災拠点へ参集します。

エ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ 緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要なため、確認の通信手段を確立しておきます。

カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ 夜間、休日等において第二次配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した中土佐町役場及び大野見振興局、上ノ加江支所の至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

(3) 参集状況の報告

各班長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を本部に報告します。

- ・参集人員数
- ・所属機関への参集が不可能のため、当該機関に非常参集した人員数及び氏名
- ・その他必要と認める事項

2 非常招集時を想定した職員への啓発

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に所属機関（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について啓発します。

(1) 参集時の持ち物・服装等

出勤時には飲料水・食料などを可能な限り持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(3) 参集途上の情報収集と報告

職員は、参集途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部へ報告します。

施設を管理する課室にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部へ報告します。

(4) 配備体制以外の職員の行動

配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報します。

また、いつでも配備に就けるよう待機します。

3 職員の福利厚生への配慮

- (1) 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町村等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。
- (2) 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。

1-2 災害対策本部の設置

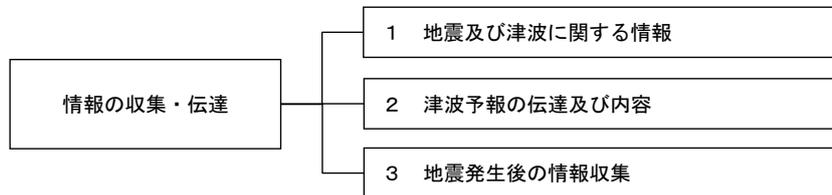
一般対策編 第2編 第4章 第2節 動員計画 配備体制に準じます。

1 中土佐町災害対策本部の組織

一般対策編 第2編 第4章 第1節 組織計画に準じます。

第2節 情報の収集・伝達

- 応急活動における情報の収集は、目的を明確にし実施します。
- 収集した情報は、自らの機関内での共有はもちろんのこと、関係機関との共有にも心掛けます。
- 津波予報に関しては、特に、住民や水門など施設管理者への伝達を迅速に行います。



1 地震及び津波に関する情報

- (1) 県から町への情報伝達
 - ア 高知地方気象台から発表伝達された地震及び津波に関する情報は、町、消防本部、自衛隊等の関係機関に伝達されます。勤務時間外には、自動的に情報が伝達されます。
 - イ 関係機関や団体とともに、港湾や漁港等の施設利用者に津波の危険を知らせるための仕組みづくりに努めます。
 - ウ 津波に関する情報の伝達にあたっては、国など関係機関と連携し次の事項に配慮します。
 - (7) 住民や観光客等及び防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
 - (4) 船舶に対する津波警報等の伝達
 - (5) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- (2) 町から住民への情報伝達
 - ア 本計画に基づき、住民等に対して、防災情報伝達システム等を活用して迅速に伝達します。必

要に応じて、避難指示又は緊急安全確保を実施します。

イ 情報伝達にあたっては、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮します。

(3) 高知海上保安部からの情報伝達

ア 沿岸住民、海水浴客などへ津波に対する危険の周知を行います。

イ 在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知します。

ウ 航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知します。

(4) 放送事業者

地震発生時には、住民等への津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めます。

2 津波予報の伝達及び内容

(1) 近地地震による津波予報

大阪管区気象台から発表されます。

(2) 遠地地震による津波予報

気象庁から発表されます。

3 地震発生後の情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されます。そのため、当初は、人命に関わる情報を最優先として収集し、順次、収集する情報の範囲を広げるとともに精度を高めます。収集した情報は、関係者への報告及び公表により、情報の共有を図ります。

(1) 必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び津波避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めます。

(2) 自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、被害状況の把握に努め、順次、県に報告します。

(3) 県と連携し、応急対策活動に関する情報を相互に共有するとともに、応急対策活動状況を公表します。

(4) 町から県、町から消防庁への報告経路及び内容は次のとおりです。

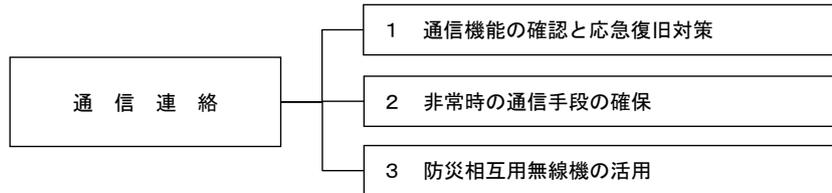
町の区域内で震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、当該町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告します。

〔消防庁連絡先〕

回線別	区 分	平日(9:30~17:45)	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553

第3節 通信連絡

- 地震発生後、通信施設の管理者は、機能の確保と、支障が生じた施設の復旧を直ちに行います。
- さらに、各機関の施設を相互利用し、協力して通信体制を確保します。



1 通信機能の確認と応急復旧対策

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。

各通信業者は、通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線通信が可能なとき

電話の輻輳を避けるため、次の通信手段によります。

- ア 高知県防災行政無線回線を優先使用します。
- イ 災害時優先電話を利用します。
- ウ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行います。

(2) 町の電話が利用できないとき

消防組合等他機関の専用電話を利用することができます。

(3) 有線通信が途絶し利用できないとき

- ア 他機関の有する無線通信施設を利用することができます。
- イ 非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得ます。）
- ウ 衛星携帯電話を利用します。

(4) 被災現地で活動するとき

同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用します。

3 防災相互用無線機の活用

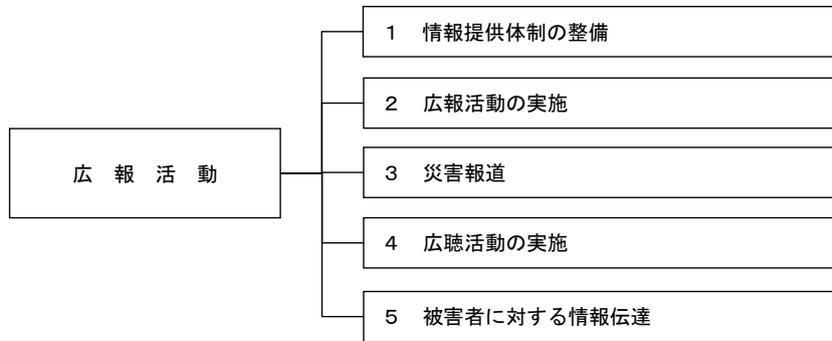
県、町、県警察、消防機関・海上保安部及び自衛隊間の同一通信系を確保するため、防災相互用無線を活用します。

第4節 応援要請

一般対策編 第3編 第1章 第5節 参照

第5節 広報活動

- 地震発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの最新の災害関連情報を、県総合防災情報システムを中心として、報道機関の協力も得ながら、災害時要配慮者にも配慮し様々な手段で広報します。
- 特に、被災者については、こうした情報をきめ細かく伝達します。



1 情報提供体制の整備

- (1) 地震発生時には情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図ります。
- (2) 防災関係機関は、連絡を密にし、各機関相互に錯綜のないよう万全を期します。
- (3) 災害対策本部各部は、知り得た情報はすべて災害対策本部本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は災害対策本部を通じて行います。

2 広報活動の実施

(1) 災害広報活動

地震災害について正しい情報を、正確かつ迅速に提供し、人命の保護と社会秩序の維持を図るとともに、住民が的確な防災対策を取り得るよう必要な広報活動を実施します。

広報の内容は、下表のとおりとします。

情報の種類	主な内容
被害状況	・人的、物的被害 ・公共施設被害など
気象関連情報	・気象予報、警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・死亡者の情報（ただし、個人に関する情報を除く）

情報の種類	主 な 内 容
応急対策情報	・応急対策の実施状況
生活情報	・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・仮設住宅 ・住宅復興制度
医療情報	・診療可能施設 ・心のケア相談
福祉情報	・救援物資 ・義援金 ・貸付制度
交通関連情報	・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・災害ごみ
ボランティア情報	・ボランティア活動情報
その他	・融資制度 ・各種支援制度 ・各種相談窓口

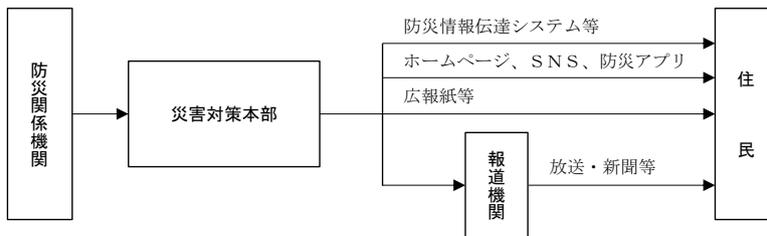
(2) 広報手段

- ア 高知県総合防災情報システムを通じた報道機関等への情報提供
- イ 防災情報伝達システムによる広報
- ウ 町ホームページへの掲載
- エ 携帯電話等により利用するアプリやSNSへの情報提供
- オ 広報誌等の配布
- カ その他の手段による情報提供（点字や手話通訳等視覚や聴覚障害の状況に応じた手段）

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。

【防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図】



3 災害報道

- (1) 報道機関に対して災害状況を把握次第発表するとともに、住民に対し、緊急に伝達が必要な場合は、報道機関への依頼を行います。
- (2) 報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道します。
- (3) 放送事業者は、町、県、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるように留意します。

4 広聴活動の実施

広報活動と同時に、地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に住民の要望等を反映させます。

- (1) 各機関は、各種の問い合わせに対応できる総合的な問合せ窓口を設置します。
- (2) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

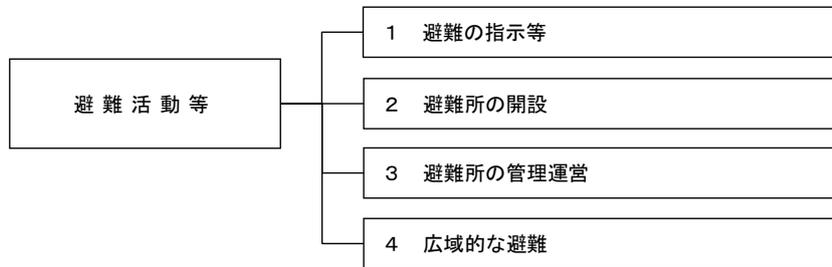
5 被害者に対する情報伝達

要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達を行います。

避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

第6節 避難活動等

- 地震発生後の火災から逃れるためや、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とします。
- 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、高齢者等避難や避難指示及び緊急安全確保を発令します。
- また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。



- 避難情報の根拠法と実施責任者
 - ・ 災害対策基本法（町、県）
 - ・ 地すべり等防止法（県）
 - ・ 警察官職務執行法（警察）
 - ・ 災害対策基本法（警察、海上保安部）
 - ・ 水防法（県、水防管理者）
 - ・ 自衛隊法（自衛隊）

1 避難情報

町長は、原則として早めの避難として「高齢者等避難」、「避難指示」、急を要するときは「緊急安全確保」を発令します。

災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、可能な限り危険地域の住民の要配慮者に対し「高齢者等避難」、次いで避難情報を発令します。また、危険の切迫度、避難の状況等により急を要するときは、緊急安全確保を発令します。

(1) 町独自規定による「高齢者等避難」

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、予め定めた判断基準に基づき、早めの段階で高齢者等避難を発令します。

(2) 避難情報

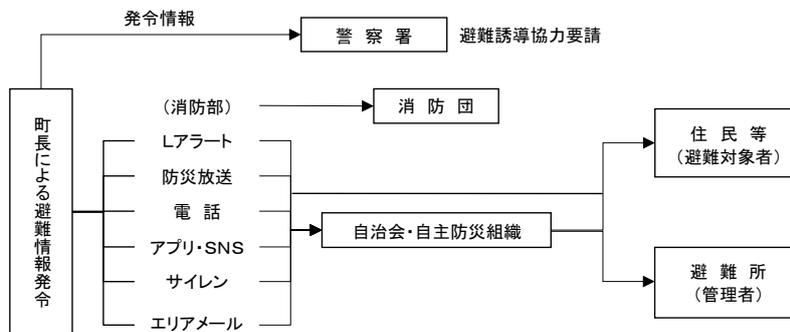
避難情報又は緊急安全確保は、次の内容を明示して行います。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難情報又は緊急安全確保の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項（避難経路の危険性、避難方法など）

(3) 避難情報の伝達方法

- ア 防災情報伝達システムを通じて周知徹底します。
- イ 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。
- ウ 要配慮者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。
- エ 信号による伝達
打鐘信号又はサイレン信号により伝達し、必要に応じて打鐘信号とサイレン信号を併用します。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付	3 秒	2 秒	3 秒
サイレン信号	●—— 5 秒	●—— 5 秒	●——



(4) 避難誘導

- ア 避難情報が出されたときは、警察や消防機関、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、迅速に要配慮者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。
- イ 孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる救助についても検討し、必要に応じて応援を要請します。

ウ 自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材等の応援を要請します。

(5) 警戒区域の設定

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。

イ 警察官及び海上保安官は、町長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、町長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を町長に報告します。

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官が現場にいない場合に限り町長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を町長に報告します。

(7) 避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること

(4) 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること

(9) 警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法）ことになっており、避難の指示については罰則がないこと

町長の警戒区域設定権は、地方自治法に基づいて町の職員に委任することができます。

2 避難所の開設

(1) 避難空間

ア 避難所の被害状況を早急に把握します。

イ 必要に応じて速やかに避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図ります。

ウ 避難所での生活が困難な災害時要配慮者の収容施設として、協定に基づく福祉避難所を開設します。

エ 町内の集会所等を含むほぼ全ての公共的施設を避難所としてあらかじめ指定していますが、必要に応じて避難場所にテント等を設置して避難所機能を持たせるほか、これらを補完する施設として民間施設の活用も検討します。

(2) 受入れの対象

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

エ その他、被災状況を鑑み、避難所管理者が受入れを決定した者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則としますが、土砂災害等の二次災害のおそれがないと認められる場合は、その他の民間施設を避難所として活用することも検討します。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から7日

以内とし、状況に応じて知事の承認（内閣総理大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市町村への協力要請

あらかじめ指定した避難所の収容能力が不足する場合は、「高幡圏域における広域避難に関する協定」に基づき、隣接市町村に対し、避難所の開設及び避難者の受入れを要請します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項について知事に報告します。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

3 避難所の管理運営

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難者の協力を得て、施設管理者(学校長等)、自主防災組織等により各施設の避難所運営マニュアルに従って行います。

イ 避難所については、施設管理者(学校長等)、自主防災組織等により、平時から避難所運営マニュアルを使用した訓練を実施し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。

ウ 各避難所の運営責任者は、災害対策本部又は各支部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物資等、避難に係わる情報を提供します。

エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

(ア) 避難所の被害状況を早急に把握

(1) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、トイレの設置状況、清掃等

(2) 簡易ベッド等の生活資材の活用、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯などの頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況などの生活環境の確保

(3) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回による避難者の健康管理、プライバシーの保護、要配慮者の特性への対応、避難所運営への女性の参画推進、男女のニーズの違い等多様な視点への配慮

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮

(4) 避難生活に不足する物資の調達

(5) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(6) 避難者の総合的な相談窓口の設置

(7) 要配慮者に対する相談・支援、避難所内に福祉避難スペースを設置するとともに、必要な場合の福祉施設等への搬送

(8) 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主とペットが同じ避難所で生活できるような隔離用のテント、飼育用のケージの確保

(9) 被害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化などに鑑み、必要に応じて、民間賃貸住宅、宿泊施設等への移動を避難者に促します。

(10) 避難者の空間確保や、マスクの着用、検温等、感染症対策に配慮した体制の整備。

[避難所運営委員会の班構成編成例]

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の取受・管理・配布等

(2) 避難所の閉鎖

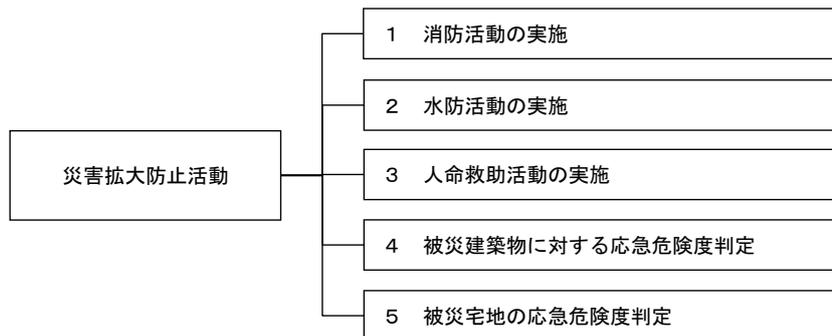
- ア 災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所を閉鎖します。
- イ 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小又は統合して存続させる等の措置をとります。また、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

4 広域的な避難

管内で避難所が確保できない場合は、「高幡圏域広域避難計画」に基づき、近隣市町に対し受入れの要請を行います。なお、高幡圏域内において避難所が確保できない場合は、県に支援を要請します。また、県は、県内で避難所が確保できない場合は、他の県及び国に支援を要請します。

第7節 災害拡大防止活動

- 地震、津波発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施します。
- 火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務等を確実に遂行し、住民の生命・身体・財産を保護します。
- 降雨時の災害により多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、危険度判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図ります。



1 消防活動の実施

(1) 実施責任者

町

(2) 消火活動

ア 消火活動の主体として、火災が発生しやすい季節や町内で火災等の災害が発生した時は、出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。

イ 災害の規模が大きく、他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法及び災害対策基本法の規定により、県及び近隣市町村に対して応援出動を要請します。

(イ) 近隣市町村の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町村及び消防組合により締結している「高知県内広域消防相互応援協定」に基づき、応援隊の出動を要請します。

(ロ) 災害の状況、町の消防力及び高知県内広域消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受入れに伴い、施設や空き地の事前の確保を図ります。

エ 町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

オ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(2) 林野火災空中消火活動

ア 派遣要請

県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請します。

イ 報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県に報告します。

報告事項

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失(損)面積

(ロ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数

(ハ) 散布回数(機種別)

(ニ) 散布効果

(ホ) 地上支援の概要

(ヘ) その他必要事項

(4) 資機材の調達等

ア 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により消火活動のための資機材を確保し、効率的な消火活動

を行います。

2 水防活動の実施

地震発生を原因とする津波及び浸水への対応は水防活動を行う者の安全に配慮しながら、必要な措置を実施します。

(1) 監視・警戒体制の確立

ア 巡視

水防管理者は、水防法に基づき、常に区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告します。

イ 非常警戒

水防管理者は水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点に巡視し、特に異常を発見した場合は直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

ウ 水門、えん堤等の操作

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の連絡を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。

管理者は毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行います。

(2) 応急復旧活動の実施

堤防、ため池、樋門等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

3 人命救助活動の実施

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が「人命救助活動」妨げとなる場合は、規制をすることとします。

人命救助活動は、町が行い、県等他の機関は、町の活動に協力することを基本とします。

災害発生時の人命救助活動は、消防団や自主防災組織が率先して実施することに努めます。

(1) 実施責任者

町、県、県警察、海上保安部、自衛隊

(2) 救助対象

罹災者の救出は、次の状態にある者に対して行います。

ア 火災時に火中に取り残された場合

イ 倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 流失家屋及び孤立した地点に取り残された場合

エ 土砂災害あるいは雪崩により生き埋めになった場合

オ 船舶が遭難し乗客等の救出が必要な場合

カ 鉄道若しくは自動車の大事故が発生した場合

(3) 救助の手順

ア 災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力をあげて救助活

動を実施します。

なお、救助困難と認められたときは警察署、消防団、自主防災組織の応援を得て実施します。

イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関、その他に搬送します。

(4) 資機材の調達

ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(5) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き、災害対策本部は、警察署、消防団、自主防災組織と協力して実施します。

(6) 関係機関等への応援要請

大規模な災害により町だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、県内消防相互応援協定に基づき、県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(7) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、災害対策本部は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

4 被災建築物に対する応急危険度判定

(1) 実施責任者

町

(2) 実施内容

ア 県の指導を得て、応急危険度判定活動体制を確立します。

町の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置します。

イ 県の指導を得て、活動計画を県と調整しながら作成します。

ウ 活動計画に基づき応急危険度判定を実施します。

実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

5 被災宅地の応急危険度判定

(1) 実施責任者

町

(2) 実施内容

ア 県の指導を得て、被災宅地危険度判定活動体制を確立します。

イ 被災宅地危険度判定士の養成と資質向上のため県が実施する研修への参加を促進します。

ウ 被災宅地危険度判定実施本部を設置し、判定実施計画に基づき判定を実施します。

エ 必要に応じて県への派遣要請を行います。

洪水等による地盤・擁壁等の変形による二次災害の防止を図るため、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請します。

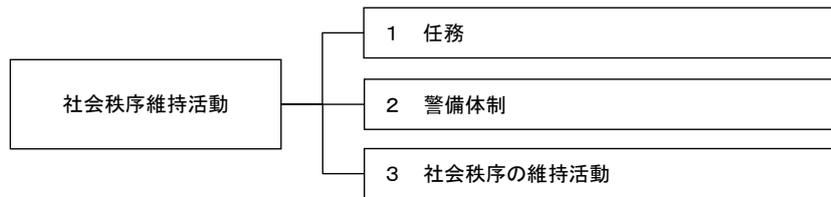
被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示するとともに、使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起します。

第8節 緊急輸送活動

一般対策編 第3編 第1章 第10節 参照

第9節 社会秩序維持活動(参考)

○ 県警察は、地震・津波発生時に、住民の生命及び財産を保護し、治安を維持するための警察活動を行います。



1 任務

- (1) 津波注意報・津波警報及び余震等地震関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災地域住民の避難誘導
- (4) 被災者の救出・救助及び行方不明者の捜索
- (5) 交通混乱の防止、避難道路、緊急交通路確保等の交通規制措置
- (6) 遺体の検分（検視）の指示及び身元不明遺体の身元調査
* 遺体の検分は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により、町が指定する検案所で医師が行います。
- (7) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸施策
- (8) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (9) 災害に便乗した犯罪の取締り
- (10) 県、町等関係機関の行う災害救助及び復旧活動に対する支援・協力
- (11) その他必要な警察活動

2 警備体制

県本部に、「県警察災害警備本部」等、被災地を管轄する署ごとに、「署災害警備本部」等が設置されます。したがって、町は県警察と連携して体制を整備します。

3 社会秩序の維持活動

(1) 警ら、検問活動の強化

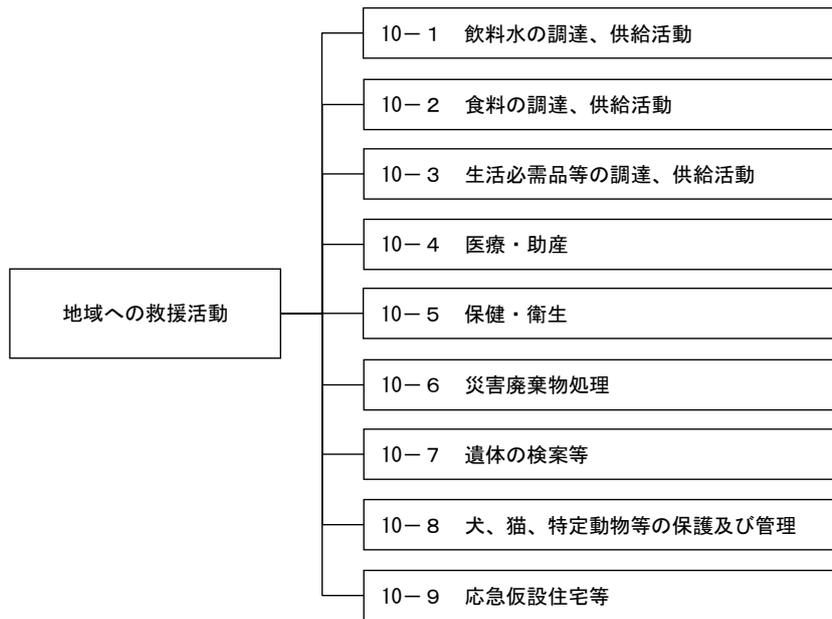
被災地、避難場所、救援物資、復旧資材、その他生活必需物資の備蓄施設及び公共施設に対するパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行います。

(2) 特異事犯に対する防犯活動

殺人、集団強盗、窃盗、不当暴利、悪徳商法、その他特異事犯が発生した場合は、被疑者の早期検挙を図るとともに、警ら、警戒活動を強化し、自警心の喚起を図ります。

第10節 地域への救援活動

- 被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置します。
- 必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請します。要請を受けた県は、迅速に対応するとともに、必要に応じて他の県及び国等に応援を要請します。



10-1 飲料水の調達、供給活動

(1) 実施機関

水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者

に対し、災害発生直後は配水池等の備蓄水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、1人1日当たり、おおむね3リットルとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災(発生) →	3日	→ 1週間以内	→ 2週間以内	→ 3週間以内	→ 4週間
段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
目標水量	3ℓ/人日	20~30ℓ/人日	30~40ℓ/人日	100ℓ/人日	被災前水量
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	同左	
給水方法	拠点給水運搬給水	仮設給水所拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	同左	
給水拠点	住居より500m以内	住居より500m以内	住居より250m以内	住居より100m以内	

(4) 給水の仕方

ア 給水方法は学校を含む避難所、医療施設、医療救護所、公共施設等の拠点給水とし、供給する飲料水は原則として上水道水とします。

イ 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で飲料水として適する場合のみ供給します。

ウ 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水タンク等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給します。

(5) 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

ア 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を使用し、不足する場合は井戸水、自然水(川等の水)、受水槽等の水をろ過、滅菌して供給します。

イ 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

(6) 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、災害対策本部、消防機関、取水場等の非常用電源設備の燃料及び車両の燃料等については、役場庁舎等の各施設において備蓄している燃料を使用することを基本とし、不足する場合には、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

(7) 水道施設の応急復旧の実施

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水池、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

(8) 応援の要請

大規模被災に対し、給水部単独での応急対策はその実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行います。

(9) 広報の実施

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、住民の不安解消に努めます。

10-2 食料の調達、供給活動

災害時における罹災者及び災害対策に従事する者等に対して、応急食料等の供給並びに炊き出しを迅速かつ的確に行います。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 供給対象者

災害発生時における食料の応急供給は、災害の状況により必要と認めた場合、被災者等に対し供給するもので、次の場合に行う。

ア 避難所に収容された者

イ 住家が流出、全壊、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ 旅行者、町内通過者等で食料を得る手段のない者

エ 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

(3) 応急供給品目

原則として町が備蓄している食料品とし、乳幼児については粉乳等とします。

(4) 応急食料の調達

ア 応急米穀

町自らが調達し、不足する分は県に要請を行います。

イ 副食・調味料

町自らが調達し、不足する分は県に要請を行います。

ウ 食料の調達先

調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結した業者とします。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、または県に対して要請を行うものとします。

エ 炊き出し

(ア) 自主防災組織、ボランティア等と協力して炊き出しを実施します。

(イ) 町有施設で炊き出しを実施することを原則としますが、実施が不可能な場合は、町内の給食可能な施設等に依頼します。

(ウ) 必要に応じて日本赤十字社高知県支部に応援を要請するものとします。

(5) 応急食料の配布

- ア 対象者、配布内容、配布場所、配布時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- イ 配布にあたっては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布します。
- ウ 特に、要配慮者への配布には配慮します。

10-3 生活必需品等の調達、供給活動

災害時における罹災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供与または貸与について次のとおり定めます。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 供給対象者

住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）または床上浸水の被害を受け、被服、寝具、その他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 供給範囲

災害のため供給する衣料品等生活必需品は、必要と認められた最小限度のものとし、その際には、要配慮者等のニーズや、男女のニーズ等様々な視点に配慮します。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めます。

(4) 日本赤十字社高知県支部に生活必需品等の配布を必要に応じ要請します。

(5) 町内で調達できない場合は、不足分を県に要請します。

(6) 物資の確保

支援物資は、災害救助法が適用になると、原則として知事から委任された町が調達し、被災地区に配分しますが、災害の状況により被災地への交付が困難な場合は、速やかに県に申請します。

(7) 支援物資の受入れ及び配分

支援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受け払いの記録及び受領書を整備しておきます。

(8) 支援物資の集積場所

支援物資の集積場所は、大北支援物資集積倉庫とします。

(9) 生活必需品の調達状況の把握

地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

10-4 医療・助産

罹災者の生命、身体の保護にあたっては、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での確かな医療活動を行うため、「高知県災害時医療救護計画」及び「中土佐町災害時医療救護計画」に基づいて関係

機関と連携し医療救護活動を行います。

10-5 保健・衛生

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するため、町が実施する防疫活動について定めます。

(1) 実施責任者

町

(2) 衛生活動

イ 衛生活動内容

- (ア) 被災地域の衛生状態を把握します。
- (イ) 消毒活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、防疫活動を実施します。

(3) 保健活動

- ア 被災地域の住民の健康状態を把握し、健康管理、栄養管理、心のケア対策を行います。
- イ 保健活動の実施計画を作成し、必要人員、物資を調達します。
- ウ 関係機関の協力を得て、保健活動を実施します。要配慮者については、特に配慮します。
- エ 住民の健康状態をもとに、必要に応じて医療機関や福祉保健所、介護福祉の関係機関へのつなぎを行います。

10-6 災害廃棄物処理

高知県廃棄物処理計画及び中土佐町廃棄物処理基本計画に基づいて、被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

(1) 実施責任者

町

(2) し尿の処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数、共同仮設トイレの必要数を把握します。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障害者に配慮します。
- イ 汲み取りを要する地域の優先度を設定します。
- ウ 処理に必要な人員、物資を調達します。
- エ 職員の編成は、災害規模に応じた編成とします。
- オ 必要に応じて近隣市町村及び県に応援を要請します。
- カ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- キ 計画的収集を行います。状況により使用可能状態を回復する処置に止める場合があります。
- ク 処理方法
 - (ア) 高幡東部清掃組合で処理します。
 - (イ) 高幡東部清掃組合の処理能力を超える事態にあつては、他市町村への協力を要請します。
- ケ 収集業者へ要請し、町内の中間槽へ仮置き後、高幡東部清掃組合し尿処理施設へ運搬し処理を

行います。

コ 事前対策

汚物処理の応援を求める相手方について、あらかじめその応援能力について十分調査して処理計画の中に組み入れるとともに、協定の締結などの体制を整えておきます。

(3)生活系ごみ（生活ごみ及び粗大ごみ）、がれき等の処理

災害により排出された生活系ごみ、がれき等の処理については次のとおりとします。また、被害が甚大であり、本町の能力で処理が困難な場合は、近隣市町及び県の応援を要請します。

- ア 被害状況から災害時の生活系ごみ、がれき等の量を想定します。
- イ 処理に必要な人員、物資を算定し、調達します。
- ウ 町職員の編成は災害の規模により編成します。
- エ 必要に応じて近隣市町及び県に応援を要請します。
- オ 生活系ごみ、がれき等の処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知します。
- カ 生活系ごみ、がれき等の処理を計画的に実施します。

キ 収集方法

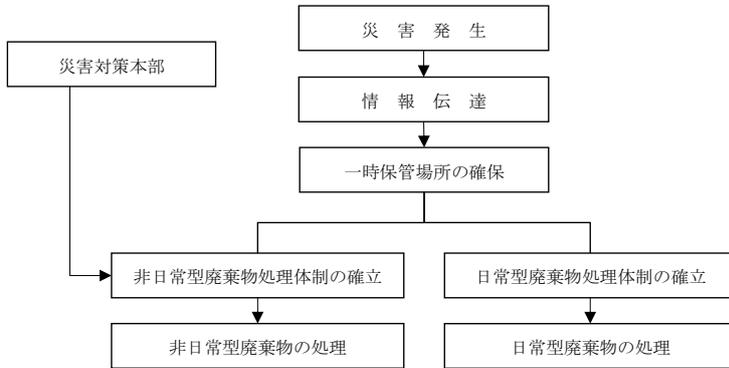
収集委託業者、町有自動車を使用して収集しますが、多量に集積された箇所に対して迅速に排除するため、人員、車等が不足する場合を含め次の方法により処理します。

- (7) 建設業者、各種団体等の自動車を借り上げ、使用します。
- (4) 民間各種団体への応援要請を行います。

ク 処分の方法

災害の規模により一時に処理できない場合は、必要に応じて運搬上、衛生上適当と認められる場所に、一時集積所を設置します。

【ごみ処理対策活動フロー図】



10-7 遺体の検案等

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、中土佐町遺体対応マニュアルに基づいて関係機関と連携、遺体の検案、捜索、処理、火葬又は埋葬等を的確に実施します。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 遺体の捜索

- ア 警察、海上保安部等の協力のもと遺体を検索します。
 - イ 防災関係機関等の協力並びに車両、船艇、機械器具の借り上げ等、可能な限りの手段方法により、早期収容に努めます。
- (3) 遺体の検案
- ア 遺体の検案
遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行います。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行います。また、身元確認作業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得るものとします。
 - イ 遺体の安置
遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町が設置する安置所に集め一時保存します。検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所とします。
- (4) 遺体の埋葬
- ア 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行います。
 - イ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は埋葬を行います。
 - ウ 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼します。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵します。

10-8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立します。

- (1) 実施責任者
町、県、住民及び民間団体
- (2) 動物の保護
- ア 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会と協力して把握し保護します。
 - イ 獣医師会と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。
- (3) ペットへの対策
- 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となります。
- 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、首輪等を使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。
- また、避難者に対しては、町又は避難所運営責任者が動物による危険防止の啓発を行います。
- (4) 住民及び民間団体の活動
- 獣医師会による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。
- (5) 動物の火葬及び埋葬の実施

ア 火葬

十分な薪、わら、石油等を用いて火葬し、火葬後に残った灰等は土中に被覆します。

イ 埋葬

埋葬に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

10-9 応急仮設住宅等

災害によって住宅を失い、または破損等のため居住する事が出来なくなった罹災者のうち、自己の資力で住宅の再建または応急修理のできない者に対する応急仮設住宅の確保及び応急修理について定めます。

(1) 実施責任者

町（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された町）

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 災害により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して、速やかに応急仮設住宅を建設します。

イ 応急仮設住宅の建設に際しては、高齢者、障害者等要配慮者に配慮した構造、設備とします。

ウ 応急仮設住宅の入居に際しては、円滑な入居ができるよう努めます。

エ 応急仮設住宅の建設予定地は、原則として空き地とし、応急期機能配置計画に定めます。

オ 建物の構造及び規模等は、災害救助法による救助の程度、方法等については関係法令等の定めによります。

カ 開設時期は、災害の発生の日から20日以内に着工します。

キ 供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とします。

(3) 住宅の応急修理

ア 住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理が出来ない方に対して応急修理を行います。

ただし、町での応急修理世帯数は、半壊（焼）世帯の30%以内を原則とします。

イ 応急修理の部分は、日常生活に欠くことのできない部分で、屋根、居室、炊事場、トイレ等必要最小限の部分とします。

ウ 期間は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内とします。

(4) 資材等の確保

ア 建設・修理を実施する建築業者が資材・労務等の確保が困難な場合は、県又は町が斡旋することとします。

イ 資機材が不足し、調達のある場合には、国に資機材の調達を要請することとします。

(5) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとします。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(6) 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置します。

(7) 広域的な避難

管内で避難施設等が確保できない場合は、県に支援を要請します。

(8) 町営住宅等の活用

ア 発災後、町営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。

イ 町営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図ります。また、要配慮者については優先入居などの配慮に努めます。

第11節 物資、資機材、人員等の配備手配の要請

○ 応急対策のため、町内では確保できない物資、資機材、人員等の配備手配の要請を行います。



1 物資等の調達斡旋の要請

町内で必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の調達が困難な場合は、県に対して調達斡旋の要請を行います。

2 人員等の斡旋の要請

町内で人員等が不足する場合は、県に対して斡旋の要請を行います。

3 必要な資機材及び人員の配置と関係機関の連携

地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備等の準備を行うものとします。

また、町内の建設業団体等の産業団体との連携を図ります。

第12節 ライフライン施設の応急対策

一般対策編 第3編 第1章 第13節 参照

第13節 教育対策

一般対策編 第3編 第1章 第14節 参照

第14節 労務の提供

一般対策編 第3編 第1章 第15節 参照

第15節 要配慮者への配慮

○ 災害発生時において、要配慮者への十分な配慮及び対策を行います。

- (1) 災害発生時に避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めます。
- (2) 避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への供与に当たっては、要配慮者に十分配慮します。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、要配慮者向け応急仮設住宅の設置に努めます。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮します。
- (3) 災害時においても、地域全体として必要な福祉サービスが維持できるように、児童福祉施設設置者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等と調整して代替的な方法等を検討します。

第16節 災害応急融資

一般対策編 第3編 第1章 第17節 参照

第17節 二次災害の防止

一般対策編 第3編 第1章 第18節 参照

第18節 自発的支援の受入れ

一般対策編 第3編 第1章 第19節 参照

第19節 障害物の除去

一般対策編 第3編 第1章 第20節 参照

第2章 自衛隊の災害派遣

一般対策編 第3編 第2章 参照

第4編 災害復旧・復興対策

第1章 災害復旧・復興対策

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

一般対策編 第4編 第1章 参照

第2章 災害復旧対策

第1節 迅速な現状復旧の進め方

一般対策編 第4編 第2章 第1節 参照

第3章 復興計画

第1節 復興計画の進め方

1 復興計画等の作成

- (1) 必要に応じ、国及び県の基本方針を踏まえ、復興計画の区域、目標、その他復興に関して基本となるべき事項等を定めた復興計画を定めます。
- (2) 復興計画の迅速、的確な作成と遂行のための体制整備（県との連携、国との連携、広域調整）を行います。
- (3) 復興方針や復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持、回復や再構築に十分配慮します。
- (4) 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進めます。
- (5) 必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請します。

2 災害に強いまちづくり

- (1) 災害に強く、より快適な都市環境整備
 - ア 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施します。
 - イ 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるように努めます。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めます。
 - ウ 津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的なまちの再整備を行います。
 - エ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全、安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び、地域コミュニティの拠点形成を図ります。

オ まちづくりに当たっては、浸水の危険性の低い地域を居住地域とする等の土地利用計画の策定やできるだけ短時間で避難が可能となる避難路、津波避難場所、避難所の整備を行います。

(2) 復興のための市街地等の整備改善

ア 被災市街地復興特別措置法等を活用します

イ 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努めます。

ウ 土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全なまちの形成及び機能の更新を図ります。

(3) 河川等の治水安全度の向上等

ア 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努めます。

イ 公園・緑地等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、津波避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用等、防災の観点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るように努めます。

(4) 既存不適格建築物

防災と快適な住環境の観点から、その問題の重要性を住民に説明し、その解消に努めます。

(5) 新たなまちづくりの展望等

住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行います。

(6) 石綿の飛散防止

建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言をします。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

一般対策編 第4編 第3章 第2節 参照

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

1 施設復旧資金等の貸付け

- (1) 災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地の復興に資するため、災害復旧貸付等や高度化融資(災害復旧貸付)により、事業協同組合等の施設復旧資金の活用を推進します。

2 経済復興対策

- (1) 地場産業、商店街の復興や被災者が就労できる環境の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策に努めます。
- (2) 津波による災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、

農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意します。

3 相談窓口の設置

- (1) 被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置します。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供します。

第5編 重点的な取り組み

○ これからの南海トラフ地震対策を進めるにあたっては、命を守る対策を最優先にするとともに、助かった命をつなぐための発生直後から応急期、特に命にかかわる72時間までの対策に重点を置いて取り組んでいきます。

また、公助としての取り組みを全力で進めるとともに、自助、共助の取り組みの後押しも強化します。

以上を踏まえ、次の3つの対策を重点的に推進します。

- ◆命を守る対策
- ◆命をつなぐ対策
- ◆震災に強い人・地域づくり対策

第1章 命を守る対策

○ 地震及び津波による被害を減らすためには、揺れから命を守る対策や津波から逃げるための対策が重要であることから、建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進めるとともに、津波の危険性についての啓発や津波の発生を伝える情報伝達手段の整備、避難経路や津波避難場所の整備等、迅速に避難するための対策を進めます。

第1節 強い揺れから身を守る対策

1-1 建物の倒壊から身を守る

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図ります。
- (2) 公共建築物の耐震化を計画的に進めます。
- (3) 民間の建築物の耐震化の促進を図ります。
- (4) 個人住宅の老朽危険住宅や避難路に面するブロック塀の除却を推進します。

1-2 家具等の転倒から身を守る

- (1) 個人住宅における家具転倒防止策の普及啓発を進めます。
- (2) 公共的な建築物の書棚・器具等の転倒防止を県と連携して推進します。

1-3 揺れを感じたときの行動を身につける

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発に努めます。
- (2) 家庭での防災用品や非常食料の備えを推進します。
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材の整備を支援します。

2-2 津波の発生を知る

- (1) 津波発生を迅速に住民に伝達するための防災情報伝達システムを整備します。
- (2) 港湾、漁港等の津波危険地域にある施設の利用者に津波発生と津波避難場所を伝える情報伝達手段の整備を図ります。(各施設管理者)
- (3) 観光客や海水浴客など土地に不案内な方々に、防災情報伝達システムを通じて広報します。
- (4) 津波観測情報をいち早く伝えることができるよう、県が津波観測施設の整備及びネットワーク化を図るための情報を共有します。

2-3 津波から迅速に避難をする

- (1) 緊急的な避難のため、避難路や津波避難場所の整備を行います。
- (2) 時間的に避難が難しい地域での避難対策について検討します。特に、周囲に高台等がない地域では、避難タワーの整備や津波避難ビル等の指定をします。また、新たな避難方法の検討も進めます。
- (3) 避難経路、津波避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、住民に対し周知を図ります。
- (4) 地域の重要な避難路を確保するため、住宅の耐震化やブロック塀の倒壊防止対策を進めるとともに、道路や橋りょうの安全性を高めます。
- (5) 夜間の停電時も想定し、蓄光石やライト等を活用した自立性の避難誘導標識や津波避難場所標識、避難誘導灯の整備を推進します。また、既存防犯灯の停電対策を図るため、バッテリー内蔵型の機器への更新を推進します。
- (6) 避難行動要支援者及び支援者が安全に避難できる体制を整備します。なお、浸水予想区域内に立地する特別養護老人ホーム等の避難行動要支援者が多数入所する施設については、その避難対策の一環として津波避難救命艇の設置を検討します。
- (7) 学校、PTA、自主防災組織、民間事業者等の地域ぐるみの実践的な避難訓練（夜間等様々な条件を考慮）の推進を図ります。
- (8) 町が行う避難対策について、県の技術指導を受けるとともに、県の協力を仰ぎます。
なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施します。
ア 特別措置法の規定に基づき町が定める推進計画に定めるところにより、県の管理する施設を津波避難場所として開設する際の協力依頼
イ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置への依頼
- (9) 住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を県と連携して行います。

2-4 避難の安全性を高める

- (1) 津波により孤立が懸念される地域の緊急用ヘリコプター離着陸場、漁港等の整備を進めます。
- (2) 防災情報伝達システムの機能拡充等を進めます。
- (3) 津波発生後安全が確認できるまで危険地域への進入を禁止するなど二次災害の防止を図ります。
- (4) 優先度評価を行い、防災施設の改修、整備を計画的に進めます。
- (5) 津波避難計画の点検及び避難経路、津波避難場所の安全点検を計画的に進めます。

第2章 命をつなぐ対策

- 地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぐ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進めます

第1節 応急対策活動体制等の整備

- (1) 地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進めます。
- (2) 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めます。

第2節 広域避難体制等の整備

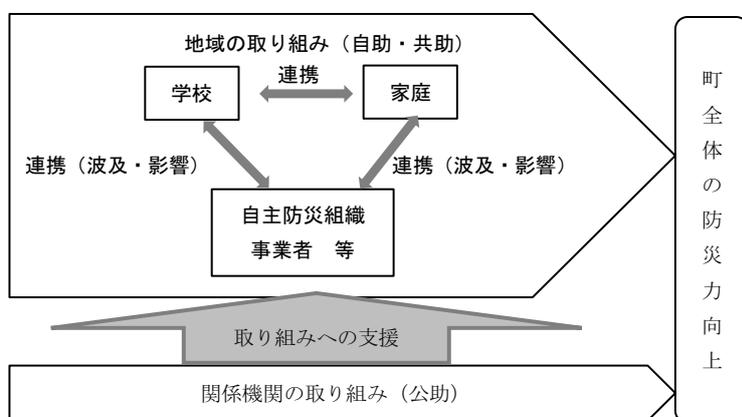
- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発生時の具体的な避難及び受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めます。
- (2) 高幡圏域広域避難計画に基づき、町域を超えた避難者の受け入れを円滑に実施するための広域的な訓練を行います。

第3節 避難所等の整備

- (1) 避難所の耐震化や非常用電源設備等、必要な資機材等の備蓄を進めます。
- (2) 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図ります。また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進めます。

第3章 震災に強い人・地域づくり対策

- これから社会を担う子どもたちを中心とし、災害を自分のこととしてとらえ、地震や津波に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進します。
- 学校現場での取り組みを家庭や地域に広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で防災学習の機会を増やし、学校や家庭、地域等が共に取り組むことにより、町全体の防災力の向上を図ります。
- 公共施設は、平時から防災の視点を盛り込んだ整備を図ります。



3-1 学校・地域での防災教育

- (1) 学校、家庭、地域が一体となった防災教育への取り組みを推進します。
- (2) 保育所も含め教職員の防災研修を実施します。

3-2 一般住民への防災教育

南海トラフ巨大地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進します。

- ア 県の「こうち防災情報」や「危機管理部南海トラフ地震対策課」ホームページの活用
- イ 地域における防災学習会や訓練の実施
- ウ 南海トラフ地震情報コーナーの設置

3-3 防災のエキスパートの養成

- (1) 防災関係機関の職員の地震・津波に関する正しい知識と行動の修得に努めます。
- (2) 自主防災組織を担う人材の育成を図ります。
- (3) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援を推進します。

- (4) 地域や事業所での防災活動の担い手となる防災士を養成します。
- (5) 県と連携して、被災後のボランティア活動を担う社会福祉協議会や地域で活動する団体等の中核となる人材の育成や資質向上への支援を行います。

3-4 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画（第1編第6章を参照）等に基づき各種の施設整備を進めます。
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図ります。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

この編では、地震防災対策のうち南海トラフ地震対策として特に取り組みの必要な事項について定めます。

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「本推進計画」という。）は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震・津波防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「一般対策編 第1編 第4章 防災関係機関」のとおりです。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておきます。
- (2) 県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をします。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとします。
- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定めます。

第2節 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりです。

	応援協定名
1	高知県内市町村災害時相互応援協定
2	高知県内広域消防相互応援協定
3	西部四国山地消防相互応援協定
4	災害時相互応援に関する協定（北海道幕別町）

- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請します。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者対策は、一般の避難者と同様の対応を行います。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び 迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

- (1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、工事の中断等の措置を講じます。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用電源設備の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておきます。
- (2) 町又は堤防、水門等の管理者は、津波からの防護のための各種整備等を行います。
 - ア 堤防、水門等の点検方針・計画
 - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法
 - エ 津波による孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - オ 防災情報伝達システム整備等の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

- (1) 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第3編 第1章 第2節 情報の収集・伝達」に示します。
- (2) 役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項は、次のとおりとします。
 - ア 津波に関する情報の防災関係機関、住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
 - イ 船舶に対する津波警報等の伝達
 - ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
 - エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
 - オ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性

第3節 避難情報の発令基準

住民に対する避難指示又は緊急安全確保の発令基準は、原則として「第3編 第1章 第6節 避難活動等」に示します。

第4節 避難対策等

1 避難指示又は緊急安全確保の対象となる地域

- (1) 地震発生時において津波による避難指示又は緊急安全確保の対象となる地域は、「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度・津波浸水予測」に基づき下表のとおりとします。
なお、L2の津波にも対応できる津波避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、今後定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要

に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとします。

地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組みます。

避難指示又は緊急安全確保の対象となる地域

津波による避難の対象となる地区（浸水想定区域）	
中土佐地区	久礼、上ノ加江、矢井賀

(2) 次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図ります。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難情報の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

2 避難体制

- (1) 避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し「避難所運営マニュアル」を策定し、あらかじめ準備する事項を定めます。
- (2) 避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保を行います。
- (3) 自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示又は緊急安全確保が発令されたときは、あらかじめ定めた地区津波避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとります。
- (4) 避難行動要支援者に対しては、次の点に留意します。また、同時に支援者の避難に要する時間や避難の安全性を確保します。
 - ア あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。
 - イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示又は緊急安全確保が発令されたときは、避難行動要支援者の津波避難場所までの介護及び担送は、要支援者本人や支援者等を含めた住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行います。
 - ウ 地震が発生した場合、避難者等に対し必要な救護を行います。
- (5) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は、以下に留意します。
 - ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めます。
 - イ 避難支援者の避難に要する時間や避難の安全性を確保します。
- (6) 避難所における救護上の留意事項。
 - ア 避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。
 - (7) 避難所への収容

- (イ) 飲料水、食料及び毛布の供給
 - (ウ) その他必要な措置
- イ アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとります。
- (7) 流通備蓄の引き渡し等の要請
 - (イ) 災害対策本部又は各支部に対し物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (7) 居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。
- (8) 地域特性や津波到達時間、避難者の避難速度を十分に考慮し、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、津波避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示又は緊急安全確保の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した「地区津波避難計画」を策定するものとします。「地区津波避難計画」は、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮して策定します。

第5節 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 地区津波避難計画作成等に対する支援
 - エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、別途定めます。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業者は、住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置として耐震化を進めます。また、応急対策は、「一般対策編 第3編 第1章 第13節 ライフライン等施設の応急対策」に示します。

2 電気

- (1) 電力事業者は、電気が津波警報等の伝達や夜間避難時に対する照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。
- (2) 事業者が行う措置は、別に定めます。

3 ガス

- (1) 事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。
- (2) 事業者が行う措置は、別に定めます。

4 通信

電気通信事業者は、地震発生に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信を確保するため回線利用制限等必要な措置を講ずるとともに、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施します。

5 放送

放送事業者は、放送が居住者、観光客等への正確かつ迅速な情報伝達のために不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めます。

第7節 交通

1 道路

町、警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知します。

2 海上

高知海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講じるとともに、施設の利用者に対し、津波来襲のおそれがある旨を周知します。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間の有無を確認し、地震発生時に危険度が高い区間における運行の停止その他運行上の措置を実施します。

4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、船舶、列車等の乗客や駅等のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定めます。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとします。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 飲料水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用電源設備の整備、防災情報伝達システム戸別受信端末、テレビ、ラジオ等、情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校等にあつては、
 - (ア) 当該学校等が、津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば障害児）これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。
 - ア 非常用電源設備の整備
 - イ 無線通信機等の通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は医療救護所が設置される学校等の管理者は、1の(1)又は2の(1)の①掲げる措置を取るとともに、町が行う避難所又は医療救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力します。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断します。

第9節 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めます。

(2) 実動部隊の救助活動における連携の推進

自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図ります。

(3) 消防団の充実

消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図ります。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害

応急対策に係る措置

気象庁が臨時情報（調査中）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき、担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行います。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

- (1) 気象庁が臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急参集し、厳重警戒配備体制を設置します。
- (2) 住民等並びに防災関係機関に対し、臨時情報（巨大地震注意）等が正確に伝達されるよう努めます。この場合において、防災情報伝達システム等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において情報伝達を行うものとするよう留意します。なお、住民等に対する伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すことに配慮します。
- (3) 臨時情報（巨大地震注意）等について、状況等の変化に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、住民等が正確に理解できる表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

2 臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたのちの周知

- (1) 関係機関と連携して、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、警戒情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、様々な周知手段を活用するよう努めるものとします。
- (2) 住民等からの問い合わせに対応できるよう、対応窓口の体制を整備し、適切に対応します。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を取るものとします。

4 関係機関のとりべき措置

- (1) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけます。
- (2) 関係機関においても、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置等

- (1) 気象庁が臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合、災害対策本部設置基準に基づき担当職員を緊急招集し、災害対策本部を設置します。
- (2) 住民等並びに防災関係機関に対し、臨時情報（巨大地震警戒）等が正確に伝達されるよう努めます。この場合において、防災情報伝達システム等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において情報伝達を行うものとするよう留意します。なお、住民等に対する伝達を行う際には、具体的に取るべき行動を併せて示すことに配慮します。
- (3) 臨時情報（巨大地震警戒）等について、状況等の変化に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、住民等が正確に理解できる表現を用い、反復継続して行うよう努めます。

2 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたのちの周知

- (1) 関係機関と連携して、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、テレビ、ラジオ、ホームページ及びSNS等のあらゆる媒体を活用して、警戒情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努めます。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、様々な周知手段を活用するよう努めるものとします。
- (2) 住民等からの問い合わせに対応できるよう、対応窓口の体制を整備し、適切に対応します。

3 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間は後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

4 住民避難対策

- (1) 住民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、久礼地区、上ノ加江地区、矢井賀地区の全域を、高齢者等事前避難対象地域として設定し、当該地区の居住者等を対象に高齢者等避難を発令します。
- (2) 事前避難対象地域の居住者等へ的高齢者等避難の発令のほか、大野見地区においても、地震による土砂災害等のおそれのある範囲の居住者に対して、自主避難の啓発を行います。

- (3) 特に、事前避難対象地域内の住民等に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡体制等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。
- (4) 住民等は、自主防災組織単位で互いに協力しつつ、避難所の運営を主体的に行うものとします。

5 消防機関・警察の取るべき措置

5-1 消防機関

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

5-2 警察

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として必要な措置を講じます。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取り締まり
- (3) 地域防犯団体等の行う民間防犯活動に対する指導

6 水道、電気、ガスの各事業者の取るべき措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、飲料水、電気、ガスの供給が災害応急対応をはじめとするすべての活動の基礎となることから、各事業の管理者等は、供給の継続を確保する体制を構築します。

7 通信通信事業者の取るべき措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保は不可欠であるため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた運用、周知等の措置を講じます。

8 放送事業者の取るべき措置

放送は、臨時情報（巨大地震警戒）等の情報伝達のために不可欠であるため、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとします。また、この場合において、放送事業者は、情報の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即応した体制の整備を図ります。

また、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は関係機関等と協力して、住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取り組み等、住民等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとします。

9 交通関係機関の取るべき措置

9-1 道路

- (1) 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者がとるべき行動の要領を定め、住民等に周知するものとします。なお、事前避難対象地域内における車両走行の自粛については、日頃から住民等に対する広報に努めるものとします。
- (2) 町は、道路管理者と調整のうえ、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報を、あらかじめ提供するものとします。

9-2 海上

- (1) 高知海上保安部は、津波による危険が予想される地区に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意するものとします。
- (2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地区に係る港湾について、津波に対する安全性に留意するものとします。

9-3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を講じます。また、津波により浸水するおそれのある地区については、津波への対応に必要な体制を構築するものとします。
- (2) 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、情報が発表された場合の運行規制等の情報を提供するものとします。

10 滞留旅客等に対する措置

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を講じるよう努めます。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

整備計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮します。

1 建築物、構造物等の整備

「第2編 第2章 第4節 建築物等災害予防計画」で定めたとおり、建築物、構造物等の安全性の確保を行います。

2 避難場所の整備

「第2編 第2章 第8節 避難対策」で定めたとおり、避難場所の整備を行います。

3 土砂災害防止施設

「第2編 第2章 第5節 地盤災害等予防計画」で定めたとおり、土砂災害防止施設の整備を行います。

4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

「第2編 第2章 第8節 避難対策」で定めたとおり、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備を行います。

5 通信施設の整備

「第2編 第1章 第7節 情報の収集・伝達体制」で定めたとおり、通信施設の整備を行います。

第6章 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、本計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した「中土佐町総合防災訓練」を実施します。
- また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて本推進計画の見直し等を行います。
- (2) (1)の訓練は、防災週間や津波防災の日またはそれに近い休日等に津波及び土砂災害の避難訓練を実施するとともに、災害対策本部設立訓練や、災害ボランティアセンター運営訓練などの連帯した内容で、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。
- (3) (1)の訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達や避難所開設に係る訓練も実施します。
- (4) 県や防災関係機関に対し、必要に応じて助言と指導を求めます。
- (5) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行います。
- (6) 訓練の実施に当たっては、配慮すべき事項は次のとおりとします。
- ① 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫すること
 - ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること
 - ③ アンケート等の実施により、住民が現に必要と感じている項目を把握し、訓練内容のブラッシュアップに繋げることで、町全体の防災力を強化し、高い効果の得られる訓練とすること

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関、自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行います。防災教育の内容は次のとおりとします。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の習得
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識の習得
- (3) 臨時情報（調査中）、（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識の習得
- (4) 臨時情報（調査中）、（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割の確認
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識の習得
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題の把握
- (7) 家庭内での地震防災対策の実施

- (8) その他、各課室所管事業に関して防災上の対応が必要な業務に関する知識の習得

第2節 住民等に対する教育

関係機関と協力して、学校や地域で住民等に対する教育を実施します。

1 学校教育

学校での防災教育は発達段階に応じた学習プログラムとし、生徒、児童の学習から家庭、そして地域に広がる一体的な取り組みとして行います。

2 住民に対する教育

また、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、住民等に対する教育を実施します。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。なお、その教育方法として、印刷物の配布、ビデオ等の映像の視聴、各種集会の実施など、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行います。

- (1) 臨時情報（調査中）、（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容の確認
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識の習得
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識の習得
- (4) 臨時情報（調査中）、（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識の習得
- (5) 正確な情報入手の方法の確認
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容の把握
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識の習得
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識の習得
- (9) 避難生活に関する知識の習得
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法等の知識の習得
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修に関する知識の習得

第3節 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図ります。

別表等

(別表 1)

○地震情報の種類と内容

①地震に関する情報

地震に関する情報には、次のものがあります。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度 3 以上 津波警報または注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マグニチュード 7.0 以上 <input type="checkbox"/> 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しれも記述して発表

※震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合は、緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付けます。

②緊急地震速報

地震の発生直後に震源に近い地震計がとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）、各地での主要動の到達時刻や震度を直ちに推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。なお、震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

(1) 緊急地震速報（警報）の発表条件□発表内容□区域名称

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱以上が予想された場合の震度4以上が予想される地域を発表□
発表内容	地震□発生時刻□震央地名□震源□震度4以上が予想される地域名
区域の名称	地域単位：高知県東部□高知県中部□高知県西部□県単位：高知□地方単位：四国

(2) 地震動警報、地震動予報

緊急地震速報は気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置付けられており、この地震動に関する警報及び予報については「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

地震動警報及び地震動予報□発表区分と名称

気象区分	地震動警報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたとき、震度4以上が予想される地域に対し地震動により重大な災害の発生のおそれがある旨を警告して発表
	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表
名 称	地震動警報	緊急地震速報（警報）、又は緊急地震速報
	地震動予報	緊急地震速報（予報）、

○津波に関する情報

①津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)

※高知県沿岸の全域が一つの予報区で予報区名は「高知県」です。

※「津波高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

※高いところで3mを超える津波が予想される場合は、大津波警報を特別警報に位置付けます。

②津波情報の種類と発表内容

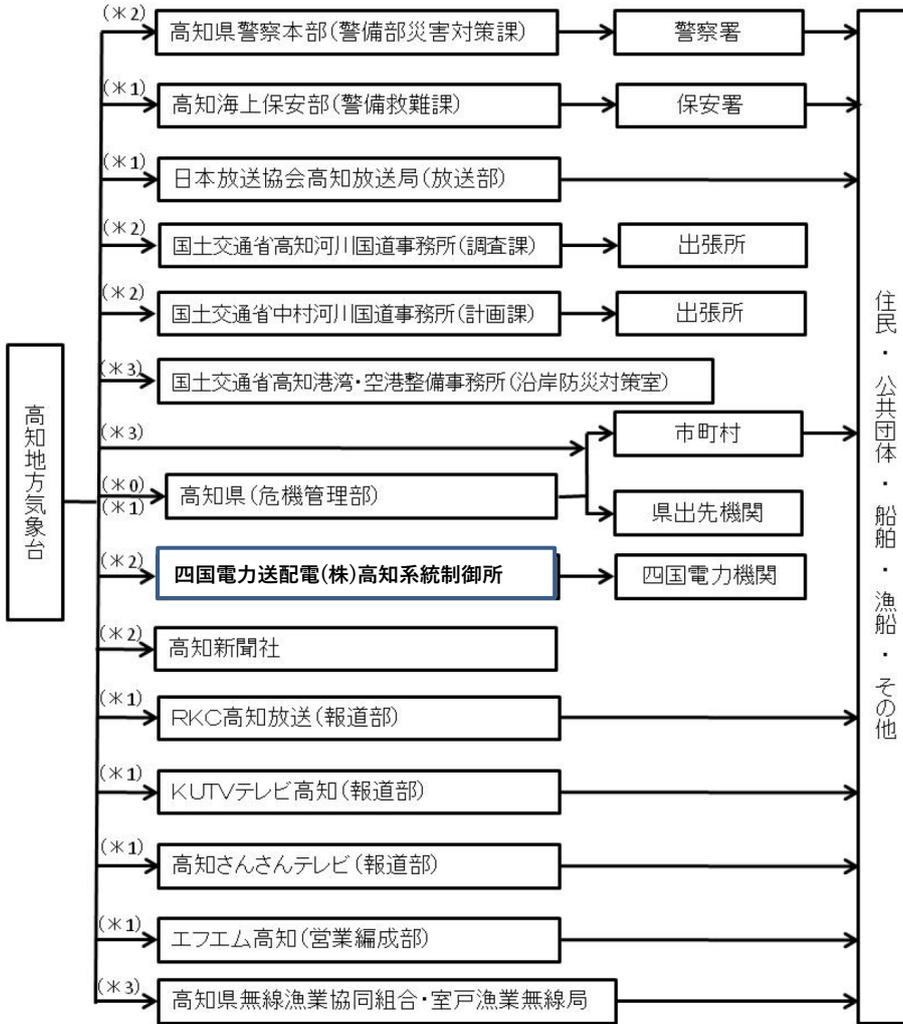
	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 〔発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（※）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※ 高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、須崎港です。

③津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配がなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などの際して十分な留意が必要である旨を発表

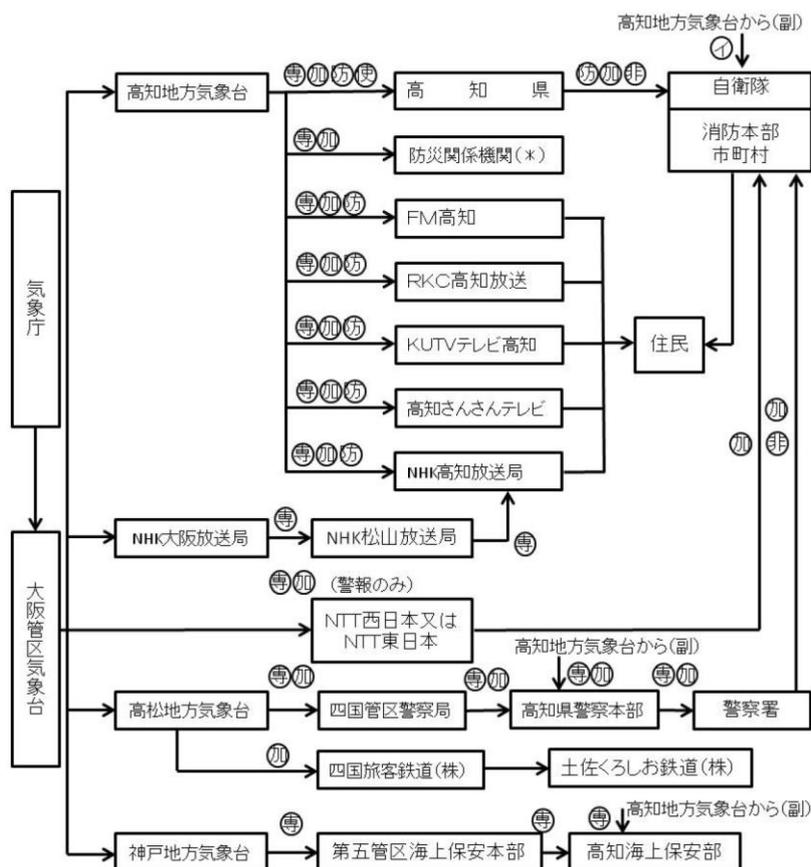
○地震及び津波に関する情報の伝達系統



- *0: 専用線アデス、加入電話FAX
- *1: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX、防災行政無線
- *2: 専用線防災情報提供システム、加入電話、FAX
- *3: インターネット防災情報提供システム

○津波警報等の伝達系統

気象庁から発表される津波警報等は次のとおり伝達されます。



* 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所、国土交通省中村河川国道事務所
 国土交通省高知港湾・空港整備事務所に限る、四国電力送配電(株)高知系統制御所
 高知新聞社、高知県無線漁業協同組合・室戸漁業無線局に限る

- 加：加入電話(FAXを含む) 防：防災行政無線 専：不通時使走する
- 専：専用線(気象台からの防災情報提供システムを含む) 非：非常無線
- イ：気象台からのインターネット防災情報提供システム